

# 委託業務共通仕様書

令和5年4月

大分県 農林水産部

大分県 土木建築部

# 総目次

- 設計業務等共通仕様書
- 測量業務共通仕様書
- 地質調査業務等共通仕様書

# 設計業務等共通仕様書

# 第1編 共通編

# 第1編 共通編

## 目次

第1章 総則		
第1101条	適用	1-1
第1102条	用語の定義	1-1
第1103条	受発注者の責務	1-4
第1104条	業務の着手	1-4
第1105条	設計図書の支給及び点検	1-4
第1106条	調査職員	1-4
第1107条	管理技術者	1-4
第1108条	照査技術者及び照査の実施	1-5
第1109条	担当技術者	1-6
第1110条	提出書類	1-6
第1111条	打合せ等	1-7
第1112条	業務計画書	1-7
第1113条	資料等の貸与及び返却	1-7
第1114条	関係官公庁への手続き等	1-8
第1115条	地元関係者との交渉等	1-8
第1116条	土地への立ち入り等	1-8
第1117条	成果物の提出	1-9
第1118条	関係法令及び条例の遵守	1-9
第1119条	検査	1-9
第1120条	修補	1-10
第1121条	条件変更等	1-10
第1122条	契約変更	1-10
第1123条	履行期間の変更	1-10
第1124条	一時中止	1-11
第1125条	発注者の賠償責任	1-11
第1126条	受注者の賠償責任等	1-11
第1127条	部分使用	1-12
第1128条	再委託	1-12
第1129条	成果物の使用等	1-12
第1130条	守秘義務	1-13
第1131条	機密保持及び個人情報保護	1-13
第1132条	安全等の確保	1-17
第1133条	臨機の措置	1-18
第1134条	履行報告	1-18
第1135条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-18
第1136条	行政情報流出防止対策の強化	1-18
第1137条	暴力団等の契約からの排除	1-19
第1138条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1-20

第1139条	保険加入の義務	1-20
第1140条	新技術の活用について	1-21

## 第2章 設計業務等一般

第1201条	使用する技術基準等	1-22
第1202条	現地踏査	1-22
第1203条	設計業務等の種類	1-22
第1204条	調査業務の内容	1-22
第1205号	計画業務の内容	1-22
第1206号	設計業務の内容	1-22
第1207条	調査業務の条件	1-23
第1208条	計画業務の条件	1-23
第1209条	設計業務の条件	1-24
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	1-25
第1211条	設計業務の成果	1-25
第1212条	環境配慮の条件	1-26
第1213条	維持管理への配慮	1-26

(参考) 主要技術基準及び参考図書	1-27
-------------------	------

# 第1編 共通編

## 第1章 総 則

### 第1101条 適 用

1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、大分県農林水産部及び土木建築部が発注する土木工事の設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る大分県土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は**指示**や**協議**等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
4. 現場技術業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

### 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当者又は契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**等の職務を行う者で、約款第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。

また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等に対する**報告**等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行うものを言う。

5. 本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の**確認**、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。

また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合におけ

る総括調査員への**報告**を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

6. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、業務の進捗状況の**確認**、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への**報告**を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査員」とは、約款第31条第2項の規定に基づき、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で約款第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、約款第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有するもので、特記仕様書で規定するもの又は発注者が**承諾**した者をいう。
12. 「契約図書」とは、約款（契約書を含む）及び設計図書をいう。
13. 「約款」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款（令和3年3月31日大分県告示第255号）をいう。
14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき技術基準を含む。）を総称していう。
16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の**指示**事項等を定める図書をいう。
17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書類をいう。
21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
22. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
23. 「催告」とは、発注者又は受注者が相当の期間を定めて相手方に契約内容の履行を求めることをいう。



24. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
25. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
27. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
28. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
29. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
30. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
31. 「協議」とは、書面により契約図書の**協議**事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
32. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
33. 「提示」とは、受注者が調査職員または検査員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
34. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
- なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
35. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
36. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。また記名（署名又は押印を含む）した書面を電子化し、メール等で伝達したのものについても「書面」として認めるものとする。
- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリにより伝達できるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途、調査職員と**協議**するものとする。
37. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
38. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を**確認**することをいう。
39. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
40. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
41. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。
42. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
43. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に**指示**した処理内容・回答

に対して、理解して承認することをいう。

- 4 4. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に**提出**された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

#### **第1103条 受発注者の責務**

受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき技術基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に**確認**し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

#### **第1104条 業務の着手**

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

#### **第1105条 設計図書の支給及び点検**

1. 受注者から要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は調査職員に書面により**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### **第1106条 調査職員**

1. 発注者は、設計業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 約款の規定に基づく調査職員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による**指示**等を行った場合には、受注者はその口頭による**指示**等に従うものとする。

なお、調査職員はその口頭による**指示**等を行った後、後日書面で受注者に**指示**するものとする。

#### **第1107条 管理技術者**

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

3. 管理技術者は、令和2年2月18日付け公入管第869号の1～3「大分県が発注する土木関係建設コンサルタント業務における管理・照査技術者の資格要件である選択科目の一部改正について（通知）」で定めた資格を有するもの又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は約款第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に**報告**しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（約款第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して**指示**等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、調査職員が**指示**する関連のある設計業務等の受注者と十分に**協議**のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、照査結果の**確認**を行わなければならない。

#### 第1108条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いを修正するための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
  - （1）発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
  - （2）照査技術者は、令和2年2月18日付け公入管第869号の1～3「大分県が発注する土木関係建設コンサルタント業務における管理・照査技術者の資格要件である選択科目の一部改正について（通知）」で定めた資格を有するもの又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
  - （3）照査技術者は、照査計画を作成のうえ業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
  - （4）照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員**の指示**する業務の節目毎にその成果の**確認**を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
  - （5）照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に**提示**するものとする（詳細設計に限る）。
  - （6）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に**提出**するものとする。

特記仕様書に定めのない場合は、調査職員と**協議**するものとする。

- (7) 詳細設計における基本事項の照査は、土木建築部については国土交通省の「詳細設計照査要領」、農林水産部については、農林水産省の「設計業務照査の手引書(案)」に基づき実施するものとする。第2編～第7編に照査の記述がある業務については照査の記述に基づいて実施するものとする。上記以外の場合や上記によりがたい場合は、調査職員と**協議**して実施するものとする。

#### 第1109条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に**提出**するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。  
ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

#### 第1110号 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく**提出**しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他の現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の**確認**を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

## 第1111条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に**確認**しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで**確認**した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者は打合せ記録簿に記録し、相互に**確認**しなければならない。

3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と**協議**するものとする。

4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

5. 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」\*に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

## 第1112条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき以下の事項を記載するものとする。

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| (1) 業務概要        | (2) 実施方針             |
| (3) 業務工程        | (4) 業務組織計画           |
| (5) 打合せ計画       | (6) 成果物の品質を確保するための計画 |
| (7) 成果物の内容、部数   | (8) 使用する主な図書及び基準     |
| (9) 連絡体制（緊急時含む） | (10) 使用する主な機器        |
| (11) その他        |                      |

(2)実施方針又は(11)その他には、第1131条個人情報の取扱い、第1132条安全等の確保及び第1136条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を**提出**しなければならない。

4. 調査職員が**指示**した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を**提出**しなければならない。

## 第1113条 資料の貸与及び返却

1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するもの

- とする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。
  3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復のうえ、調査職員が**指示**した期日までに返却するものとする。
  4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

#### 第1114条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。  
また、受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉等を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に**報告**し**協議**するものとする。

#### 第1115条 地元関係者との交渉等

1. 約款第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の**指示**がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の**承諾**を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の**指示**により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合は、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元**協議**等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元**協議**等に**立会**するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元**協議**により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、**指示**に基づいて、変更するものとする。  
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と**協議**のうえ定めるものとする。

#### 第1116条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、約款第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するよう努めなければならない。  
なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。

2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する必要がある場合は、あらかじめ調査職員に**報告**するものとし、**報告**を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の**指示**がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは調査職員と**協議**により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に**提出**し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第1117条 成果物の提出

1. 受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を委託業務完了通知書とともに**提出**し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の**指示**する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 受注者は、「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部建設政策課〕【委託編】平成29年4月版」「〔大分県農林水産部〕【委託編】平成30年11月版」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した成果物を**提出**するものとする。

なお、「ガイドライン」で特に記載がない項目については、調査職員と**協議**のうえ決定するものとする。

#### 第1118条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第1119条 検査

1. 受注者、約款第31条第1項の規定に基づき、委託業務完了通知を発注者に**提出**する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に**提出**していなければならない。

2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 検査員は、調査職員及び管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は、原

則として照査技術者の**立会**のうえ、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 設計業務等成果物の検査
- (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については、「ガイドライン」に基づくものとする。

#### 第1120条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を**指示**することができるものとする。
3. 検査員が修補の**指示**をした場合において、修補の完了の**確認**は検査員の**指示**に従うものとする。
4. 検査員が**指示**した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、約款第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第1121条 条件変更等

1. 約款第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは約款第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が**協議**し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して約款第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の**指示**を行う場合は指示、承諾、協議書によるものとする。

#### 第1122条 契約変更

1. 発注者は、以下の各号に掲げる場合は、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 調査職員と受注者が**協議**し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
  - (4) 約款第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第1121条の規定に基づき調査職員が受注者に**指示**した事項
  - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との**協議**で決定された事項

#### 第1123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の**指示**を行う場合においては、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると**確認**された事項及び設計業務等の一



時中止を**指示**した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の**協議**に代えることができるものとする。

3. 受注者は、約款第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に**提出**しなければならない。
4. 約款第23条の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し**提出**しなければならない。

#### **第1124条 一時中止**

1. 約款第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認められる期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保ため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の**指示**に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
  3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の**指示**に従わなければならない。

#### **第1125条 発注者の賠償責任**

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### **第1126条 受注者の賠償責任等**

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合

- (2) 約款第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第1127条 部分使用

1. 発注者は、以下の各号に掲げる場合において、約款第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に**提出**するものとする。

#### 第1128条 再委託

1. 約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、以下の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 約款第7条第4項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の**承諾**を得なければならない。
4. 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する**承諾**の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、**承諾**を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、有資格業者（大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示による資格の認定を受けた者をいう）である場合は、指名停止期間中であってはならない。

#### 第1129条 成果物の使用等

1. 受注者は、約款第6条第5項の定めに従い、発注者の**承諾**を得て単独又は他の者と共同で、成果物の内容を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権、その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の**承諾**を受けなければならない。

## 第1130条 守秘義務

1. 受注者は、約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による**承諾**を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に**報告**するものとする。

## 第1131条 機密保持及び個人情報保護

### （基本的事項）

受注者は、機密情報（発注者から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することにないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### （秘密の保持）

受注者は、次の各号に掲げる機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（1）この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報（納品した成果物と同一の内容）

（2）業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報（発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む）

### （個人情報の取得の範囲と手段）

受注者は、業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し、発注者の同意を得たうえで、その利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ

公正な手段で取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

受注者は、業務に関して発注者から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

- (1) 受注者は、業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。
- (2) 受注者は、発注者が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。
- (3) 受注者は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ(バックアップデータを含む。)の保管場所を日本国内に限定しなければならない。
- (4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- (5) 受注者は、業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- (6) 受注者は、業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- (7) 受注者は、業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講じなければならない。

- (8) 受注者は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

- ① 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
- ② 電子データとして、保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
- ③ 業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置

イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及

びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置

ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置

- ④ 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取り扱いの状況等を記録すること。
- ⑤ 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
- ⑥ バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(返却及び廃棄)

- (1) 発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報のほか、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報を委託業務完了時から10年以内に廃棄又は消去しなければならない。
- (3) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報(発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む)を、委託完了時に返還、廃棄又は消去しなければならない。
- (4) 受注者は、機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- (5) 受注者は、パソコン等に記録された機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- (6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報(発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む)を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。
- (7) 受注者は廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(責任体制の整備)

受注者は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者及び業務従事者の監督)

- (1) 受注者は、業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者(以下「業務責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。
- (2) 受注者は、業務責任者に、業務責任者が本仕様書に定める事項を適切に実施するよ

う監督させなければならない。

- (3) 受注者は、業務従事者に業務責任者の指示に従い本仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者)

- (1) 受注者は、業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密維持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。  
その場合の守秘義務の期間は、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (2) 受注者は、派遣労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

受注者は、業務責任者及び業務従事者に対し、業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

発注者及び受注者は、法令（発注者の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

受注者は、発注者が行う機密情報の提供は、受注者に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

- (1) 発注者及び受注者は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- ①提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- ②提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- ③正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- ④機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- ⑤保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

- (2) 個人情報の取扱いにおいては、発注者及び受注者は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

発注者は必要があると認めるときは、受注者に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

- (1) 受注者は、業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注

者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- (2) 受注者は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするため措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、発注者との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

- (1) 発注者は、委託契約期間中、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報状の取扱い状況について、報告を求めることができる。
- (2) 発注者は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において監査、調査等するものとする。

#### **第1132条 安全等の確保**

- 1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、以下の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
  - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
- 7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に**報告**するとともに、調査職員が**指示**する様式により事故**報告書**を速やかに調査職員に**提出**し、調査職員から**指示**がある場合にはその**指示**に従わなければならない。

### 第1133条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に**報告**しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

### 第1134条 履行報告

受注者は、約款第15条の規定により、履行状況報告を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

### 第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と**協議**するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に**提出**しなければならない。

### 第1136条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第1112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の**指示**する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、



再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する**確認・指導**を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1112条に定める業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は、以下の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
  - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
  - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
  - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報責任管理者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
  - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、**報告**を求め、**検査確認**を行う場合がある。

### 第1137条 暴力団等の契約からの排除

1. 受注者は、以下の（1）から（7）のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、約款第42条に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。

また、落札者が以下の（1）から（5）のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約を締結しない。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」（令和元年12月改正法律第63号、以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) この契約に関し、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) この契約に関し、受注者が、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
2. 再委託契約等の相手方に対しても、上記1の趣旨について周知すること。

#### **第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置**

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。  
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

#### **第1139条 保険加入の義務**

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

**第1140条 新技術の活用について**

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有効と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に**報告**するものとする。

## 第2章 設計業務等一般

### 第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

### 第1202条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

### 第1203条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

### 第1204条 調査業務の内容

調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果のとりまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

### 第1205条 計画業務の内容

計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

### 第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。
2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案又は最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをい

う。

3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果物及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面から評価、検討を加え、最適案を選定したうえで、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。  
なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについても、これを予備設計とする。
4. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む。）、縦横断面図、予備設計等の成果物、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

#### 第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に調査条件を**確認**する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の**指示**又は**承諾**を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の**承諾**を得るものとする。
3. 受注者は、本条第2項に基づき作業した結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と**協議**するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の**承諾**を得るものとする。

#### 第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手に当たり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に計画条件を**確認**する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の**指示**又は**承諾**を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の**承諾**を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と**協議**するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の**承諾**を得るものとする。

## 第1209条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手に当たり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の**指示**又は**承諾**を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の**承諾**を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と**協議**するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の**承諾**を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の**承諾**を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、土木構造物設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。

なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と**協議**するものとする。
11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。
12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

#### 第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成に当たって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果物の作成に当たって、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

#### 第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、以下の各号についてとりまとめるものとする。

##### (1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説しとりまとめるものとする。

##### (2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

##### (3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

##### (4) 数量計算書

数量集計表及び数量計算書は、特記仕様書等で示す方法により作成し、指示する電子媒体で提出するものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

##### (5) 概算工事費

概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

##### (6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な以下の事項の基本的内容を記載するものとする。

- (イ) 計画工程表      (ロ) 使用機械      (ハ) 施工方法

(ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点の特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

#### **第1212条 環境配慮の条件**

1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成15年7月法律第119号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討に当たっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。

また、グリーン購入法第6条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。

3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成26年6月法律第55号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

4. 受注者は、「大分県建設リサイクルガイドライン」の趣旨に配慮した設計を行うものとする。

#### **第1213条 維持管理への配慮**

1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。



R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
<b>【1】 共 通</b>				<b>【1】 共 通</b>				
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	
2	土木製図基準〔2009年改訂版〕	土木学会	H21. 2	2	土木製図基準〔2009年改訂版〕	土木学会	H21. 2	
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11. 11	3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11. 11	
4	J I Sハンドブック	日本規格協会	最新版	4	J I Sハンドブック	日本規格協会	最新版	
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R 3. 3	5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R 4. 2	国土交通省仕様書に準拠
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元. 9	6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元. 9	
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3	7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3	
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2	8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2	
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3	9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3	
10	土木工事共通仕様書・区画線設置工事共通仕様書 植栽工事共通仕様書 電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書	大分県	R 3. 10 H23. 10 R 4. 4	10	土木工事共通仕様書・区画線設置工事共通仕様書 植栽工事共通仕様書 電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書	大分県	R 3. 10 H23. 10 R 5. 4	
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25. 3	11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25. 3	
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21. 11	12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21. 11	
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10	13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10	
14	公共測量作業規程	大分県	H22. 3	14	公共測量作業規程	大分県	H22. 3	
15	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R 2. 3	15	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R 2. 3	
16	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29. 4	16	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29. 4	
17	公共測量 作業規定の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28. 3	17	公共測量 作業規定の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28. 3	
18	公共測量 作業規定の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28. 3	18	公共測量 作業規定の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28. 3	
19	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30. 3	19	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30. 3	
20	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標 変換マニュアル	国土地理院	H19. 11	20	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標 変換マニュアル	国土地理院	H19. 11	
21	基本水準点の2000年度平均成果改定に伴う 公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5	21	基本水準点の2000年度平均成果改定に伴う 公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5	
22	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26. 5	22	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26. 5	
23	電子納品運用ガイドライン〔工事編〕	大分県 土木建築部 大分県 農林水産部	H29. 4 H30. 11	23	電子納品運用ガイドライン〔工事編〕	大分県 土木建築部 大分県 農林水産部	H29. 4 H30. 11	
24	電子納品運用ガイドライン〔委託編〕	大分県 土木建築部 大分県 農林水産部	H29. 4 H30. 11	24	電子納品運用ガイドライン〔委託編〕	大分県 土木建築部 大分県 農林水産部	H29. 4 H30. 11	
25	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R 2. 3	25	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R 2. 3	
26	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	H30. 3	26	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	H30. 3	
27	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3	27	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3	
28	2017年制定 コンクリート標準示方書(設計編)	土木学会	H30. 3	28	2017年制定 コンクリート標準示方書(設計編)	土木学会	H30. 3	
29	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27. 10	29	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27. 10	
30	2013年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンク リート編)	土木学会	H25. 10	30	2013年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンク リート編)	土木学会	H25. 10	
31	2013年制定 コンクリート標準示方書(土木学会規 準および関連規準)+ (J I S規格集)	土木学会	H30. 10	31	2018年制定 コンクリート標準示方書(土木学会規 準および関連規準)+ (J I S規格集)	土木学会	H30. 10	
32	2018年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土木学会	H30. 10	32	2018年制定 コンクリート標準示方書(維持管理 編)	土木学会	H30. 10	
33	2017年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土木学会	H30. 3	33	2017年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土木学会	H30. 3	
34	2012年制定 コンクリート標準示方書(基本原則編)	土木学会	H25. 3	34	2012年制定 コンクリート標準示方書(基本原則編)	土木学会	H25. 3	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
35	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28. 3	35	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28. 3	
36	CAD製図基準	国土交通省	H29. 3	36	CAD製図基準	国土交通省	H29. 3	
37	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3	37	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3	
38	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R 2. 3	38	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R 2. 3	
39	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会、社会基盤情報標準化委員会	H27. 6	39	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会、社会基盤情報標準化委員会	H27. 6	
40	コンクリートライブラリー6号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H 3. 4	40	コンクリートライブラリー6号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H 3. 4	
41	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8	41	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8	
42	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8	42	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8	
43	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8	43	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8	
44	地中送電線用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3	44	地中送電線用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3	
45	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11. 2	45	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11. 2	
46	日本下水道協会規格(JSWS) シールド工事用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13. 7	46	日本下水道協会規格(JSWS) シールド工事用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13. 7	
47	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16. 12	47	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16. 12	
48	軟岩評価-調査・設計・施工への適用	土木学会	H 4. 11	48	軟岩評価-調査・設計・施工への適用	土木学会	H 4. 11	
49	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24. 5	49	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24. 5	
50	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 5	50	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 5	
51	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23. 9	51	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23. 9	
52	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23. 9	52	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23. 9	
53	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H06. 10	53	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H06. 10	
54	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4. 3	54	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4. 3	
55	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元. 6	55	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元. 6	
56	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行	56	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行	
57	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	57	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	
58	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6	58	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6	
59	煙・熱感知運動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7	59	煙・熱感知運動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7	
60	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26. 5	60	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26. 5	
61	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会	H16. 9	61	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会	H16. 9	
62	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H 7. 8	62	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H 7. 8	
63	日本建設機械要覧 2016年版	日本建設機械施工協会	H28. 3	63	日本建設機械要覧 2016年版	日本建設機械施工協会	H28. 3	
64	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13. 2	64	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13. 2	
65	建設発生土利用技術マニュアル(第4版)	土木研究センター	H25. 11	65	建設発生土利用技術マニュアル(第4版)	土木研究センター	H25. 11	
66	〔新訂〕建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14. 11	66	〔新訂〕建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14. 11	
67	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行	67	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行	
68	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20. 3	68	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20. 3	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
69	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.3版	国土地理院	H26. 4	69	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.3版	国土地理院	H26. 4	
70	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24. 5	70	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24. 5	
71	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11	71	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11	
72	猛禽類保護の進め方(改訂版) ー特にイヌワシ・クマタカ・オオタカー	環境省	H24.12	72	猛禽類保護の進め方(改訂版) ー特にイヌワシ・クマタカ・オオタカー	環境省	H24.12	
73	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22. 3	73	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22. 3	
74	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H11. 6	74	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H11. 6	
75	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編 (道路に面する地域)	環境庁	H12. 4	75	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編 (道路に面する地域)	環境庁	H12. 4	
76	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 4.0.1	環境省 水・大気環境局	H30. 3	76	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 4.1	環境省 水・大気環境局	H30. 3	
77	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11	77	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11	
78	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R元.11	78	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R元.11	
79	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R元.11	79	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R元.11	
80	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R元.11	80	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R元.11	
81	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R元.11	81	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R元.11	
82	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)	国土地理院	R元.11	82	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)	国土地理院	R元.11	
83	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R元.11	83	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R元.11	
84	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R元.11	84	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R元.11	
85	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R元.11	85	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R元.11	
86	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	H29.10	86	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	H29.10	
87	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	R 2. 4	87	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	R 2. 4	
88	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	R 2. 4	88	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	R 2. 4	
89	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24. 5	89	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24. 5	
90	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29. 2	90	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29. 2	
91	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27. 7	91	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27. 7	
92	マルチGNSS測量マニュアル(案) 近代化GPS、Galileo等の活用	国土地理院	R 2. 6	92	マルチGNSS測量マニュアル(案) 近代化GPS、Galileo等の活用	国土地理院	R 2. 6	
93	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25. 6	93	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25. 6	
94	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20. 4	94	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20. 4	
95	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21. 4	95	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21. 4	
96	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27. 6	96	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27. 6	
97	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28. 3	97	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28. 3	
98	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28. 7	98	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28. 7	
99	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H29. 3	99	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H29. 3	
100	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29. 3	100	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29. 3	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
101	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22. 3	101	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22. 3	
102	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル[改定版]	土木研究所(編集)地盤汚染対応技術検討委員会	H24. 4	102	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル[改定版]	土木研究所(編集)地盤汚染対応技術検討委員会	H24. 4	
103	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)	H17. 12	103	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)	H17. 12	
104	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修)土木研究センター(編集)	H21. 10	104	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修)土木研究センター(編集)	H21. 10	
105	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6	105	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6	
106	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6	106	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6	
107	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31. 1	107	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31. 1	
108	UAV を用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H29. 3	108	UAV を用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H29. 3	
109	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30. 3	109	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30. 3	
110	UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30. 3	110	UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30. 3	
111	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル(案)	国土地理院	H31. 3	111	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル(案)	国土地理院	H31. 3	
112	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H31. 3	112	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H31. 3	
113	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル(案)	国土地理院	R元. 12	113	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル(案)	国土地理院	R元. 12	
<b>[2] 河川・海岸・砂防・ダム関係</b>				<b>[2] 河川・海岸・砂防・ダム関係</b>				
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R 2. 3	1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R 2. 3	
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9	2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9	
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12	3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12	
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6	4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6	
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4	5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4	
6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H30. 3	6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H30. 3	
7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	H16. 3	7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	H16. 3	
8	建設省河川砂防技術基準(案)設計編	建設省	H 9. 5	8	建設省河川砂防技術基準(案)設計編	建設省	H 9. 5	
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	H27. 3	9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	H27. 3	
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28. 3	10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28. 3	
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28. 3	11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28. 3	
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1	12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1	
13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9	13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9	
14	流域貯留施設等技術指針(案) -増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4	14	流域貯留施設等技術指針(案) -増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4	
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30. 5	15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30. 5	
16	数字でみる港湾 2020	日本港湾協会	R 2. 7	16	数字でみる港湾 2020	日本港湾協会	R 2. 7	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4	17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4	
18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12	18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12	
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21. 4	19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21. 4	
20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28. 3	20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28. 3	
21	ダム・堰施設技術基準(案)(基本解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28. 10	21	ダム・堰施設技術基準(案)(基本解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28. 10	
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12	22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12	
23	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10	23	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10	
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 8	24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 8	
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 6	25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 6	
26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26. 3	26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26. 3	
27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27. 2	27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27. 2	
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30. 8	28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30. 8	
29	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3	29	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3	
30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8	30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8	
31	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26. 12	31	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26. 12	
32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5	32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5	
33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1	33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1	
34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3	34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3	
35	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61. 11	35	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61. 11	
36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6	36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6	
37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	
38	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28. 1	38	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28. 1	
39	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28. 1	39	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28. 1	
40	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—	40	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—	
41	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19. 11	41	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19. 11	
42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3	42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3	
43	漁港・漁場の施設の設計の手引き 2015年版	全国漁港漁場協会	H28. 3	43	漁港・漁場の施設の設計の手引き 2015年版	全国漁港漁場協会	H28. 3	
44	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52. 3	44	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52. 3	
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28. 11	45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28. 11	
46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2	46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2	
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9	47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9	
48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6	48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6	
49	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5. 10	49	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5. 10	
50	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11	50	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11	
51	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11	51	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
52	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14. 1	52	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14. 1	
53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	
54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3	54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3	
55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1	55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1	
56	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の一部改訂	全国海岸協会	H29. 6	56	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の一部改訂	全国海岸協会	H29. 6	
57	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17. 4	57	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17. 4	
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3	58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3	
59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10	59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10	
60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H 3. 3	60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H 3. 3	
61	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11. 1	61	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11. 1	
62	漁港計画の手引き 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H 4.11	62	漁港計画の手引き 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H 4.11	
63	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港漁場協会	H25.11	63	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港漁場協会	H25.11	
64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H 3. 8	64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H 3. 8	
65	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H 6. 9	65	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H 6. 9	
66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H 3. 1	66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H 3. 1	
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27. 3	67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27. 3	
68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7	68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7	
69	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21. 9	69	新編・鋼製砂防構造物設計便覧(令和3年版)	砂防・地すべり技術センター	H 3. 9	国土交通省仕様書に準拠
70	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4	70	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4	
71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5	71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5	
72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	R元. 5	72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	R元. 5	
73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4	73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4	
74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 6	74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 6	
75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6	75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6	
76	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7	76	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7	
77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7	77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7	
78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年度改訂版)	電力土木技術協会	H23. 3	78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年度改訂版)	電力土木技術協会	H23. 3	
79	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6	79	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6	
80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4	80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4	
81	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12	81	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12	
82	軟岩の調査・試験の指針(案) ~1991年版~	土木学会	H 3.11	82	軟岩の調査・試験の指針(案) ~1991年版~	土木学会	H 3.11	
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5	83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5	
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10	84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10	
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8	85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8	
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2	86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2	
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、 農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1	87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、 農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1	
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30. 6	88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30. 6	
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13. 8	89	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13. 8	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
90	河川水辺の国勢調査マニュアル(案) (河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H30.12	90	河川水辺の国勢調査マニュアル(案) (河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H30.12	
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—	91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—	
92	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10	92	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10	
93	台形C S Gダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24. 6	93	台形C S Gダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24. 6	
94	改訂版 巡航R C D工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2	94	改訂版 巡航R C D工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2	
95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針 (案)	国土交通省	H21. 7	95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針 (案)	国土交通省	H21. 7	
96	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18. 3	96	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18. 3	
97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9	97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9	
98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5	98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5	
99	洪水浸水想定区域作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27. 7	99	洪水浸水想定区域作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27. 7	
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第3版)	国土交通省	R元. 9	100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第3版)	国土交通省	R元. 9	
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28. 4	101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28. 4	
102	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4	102	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4	
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4	103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4	
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準:解説	リバーフロント整備センター	H23.10	104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準:解説	リバーフロント整備センター	H23.10	
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17. 6	105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17. 6	
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3	106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3	
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2	107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2	
108	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3	108	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3	
109	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R 2. 4	109	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R 2. 4	
110	津波浸水想定の設定の手引きVer. 2.10	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所、河川研究部海岸研究室	H31. 4	110	津波浸水想定の設定の手引きVer. 2.10	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所、河川研究部海岸研究室	H31. 4	
111	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19. 5	111	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19. 5	
112	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28. 4	112	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28. 4	
113	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22. 3	113	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22. 3	
114	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21. 6	114	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21. 6	
115	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課・農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R 2. 6	115	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課・農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R 2. 6	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
116	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R 3. 1	116	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R 3. 1	
117	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R 3. 1	117	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R 3. 1	
118	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R 3. 1	118	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R 3. 1	
119	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R 3. 1	119	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R 3. 1	
120	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H31. 3	120	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R 2. 3	国土交通省仕様書に準拠
121	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	H27. 2	121	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	R 3. 6	国土交通省仕様書に準拠
122	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17. 6	122	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17. 6	
123	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17. 7	123	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	R 2. 10	国土交通省仕様書に準拠
124	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27. 4	124	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27. 4	
125	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19. 4	125	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19. 4	
126	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25. 3	126	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25. 3	
127	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20. 1	127	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20. 1	
128	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22. 2	128	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22. 2	
129	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24. 4	129	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24. 4	
130	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25. 1	130	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25. 1	
131	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24. 6	131	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24. 6	
132	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21. 1	132	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21. 1	
133	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20. 12	133	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20. 12	
134	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20. 11	134	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20. 11	
135	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17. 7	135	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17. 7	
136	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28. 11	136	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28. 11	
137	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H 8. 2	137	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H 8. 2	
138	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22. 3	138	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22. 3	
139	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H 4. 4	139	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H 4. 4	



R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
140	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26. 9	140	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26. 9	
141	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23. 11	141	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23. 11	
142	砂防関係施設点検要領 (案)	国土交通省砂防部保全課	H31. 3	142	砂防関係施設点検要領 (案)	国土交通省砂防部保全課	H31. 3	
143	海岸施設設計便覧 (2000 年版)	土木学会	H12. 11	143	海岸施設設計便覧 (2000 年版)	土木学会	H12. 11	
144	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H 7. 4	144	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H 7. 4	
145	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19. 3	145	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19. 3	
146	河川堤防構造検討の手引き	(財) 国土技術研究センター	H24. 2	146	河川堤防構造検討の手引き	(財) 国土技術研究センター	H24. 2	
147	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25. 6	147	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25. 6	
148	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)	国土交通省	H27. 3	148	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)	国土交通省	H27. 3	
149	水文観測業務規程	国土交通省	H29. 3	149	水文観測業務規程	国土交通省	H29. 3	
150	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局	H29. 3	150	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局	H29. 3	
151	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3	151	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3	
152	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3	152	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3	
153	水文観測	全日本建設技術協会	H14	153	水文観測	全日本建設技術協会	H14	
154	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13. 9	154	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13. 9	
155	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土木研究所	H28. 6	155	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土木研究所	H28. 6	
156	河川結氷時の流量推定手法マニュアル (案)	寒地土木研究所	H24. 3	156	河川結氷時の流量推定手法マニュアル (案)	寒地土木研究所	H24. 3	
157	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課	H28. 3	157	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課	H28. 3	
158	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財) リバーフロント整備センター	H12. 3	158	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財) リバーフロント整備センター	H12. 3	
159	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	H18. 10	159	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	H18. 10	
160	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環境課・治水課・防災課	H22. 8	160	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環境課・治水課・防災課	H22. 8	
161	大河川における多自然川づくり -Q&A 形式で理解を深める-	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課	H31. 3	161	大河川における多自然川づくり -Q&A 形式で理解を深める-	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課	H31. 3	
162	実践的な河川環境の評価・改善の手引き (案)	(財) リバーフロント研究所	H31. 3	162	実践的な河川環境の評価・改善の手引き (案)	(財) リバーフロント研究所	H31. 3	
163	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H30. 3	163	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H30. 3	
164	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2. 00	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R 2. 6	164	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2. 10	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R 3. 7	国土交通省仕様書に準拠
165	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R 2. 6	165	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R 2. 6	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
166	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き (案)	国土交通省 水管理・国土保 全局河川環境課	R 2. 6	166	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き (案)	国土交通省 水管理・国土保 全局河川環境課	R 2. 6	
167	豪雨時の土砂生産をとまなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合 研究所	H27. 11	167	豪雨時の土砂生産をとまなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合 研究所	H27. 11	
168	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き (案)	国土交通省国土技術政策総合 研究所	H30. 11	168	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き (案)	国土交通省国土技術政策総合 研究所	H30. 11	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
169	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	R 2. 6	169	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	R 2. 6	
-	-	-	-	170	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R 3. 5	国土交通省仕様書に準拠
[3]	道路関係			[3]	道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9	1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9	
2	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道路環境研究所	H 4. 9	2	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道路環境研究所	H 4. 9	
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R 3. 3	3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R 3. 3	
4	第7次改訂 道路技術基準通達集 ー基準の変遷と通達ー	ぎょうせい	H14. 3	4	第7次改訂 道路技術基準通達集 ー基準の変遷と通達ー	ぎょうせい	H14. 3	
5	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2	5	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2	
6	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49. 10	6	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49. 10	
7	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3	7	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3	
8	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25. 6	8	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25. 6	
9	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会	H25. 12	9	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会	H25. 12	
10	クロノイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8	10	クロノイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8	
11	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9	11	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9	
12	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2	12	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2	
13	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010	13	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010	
14	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19. 7	14	平面交差の計画と設計 基礎編 ー計画・設計・交通信号制御の手引きー	交通工学研究会	H30. 11	国土交通省仕様書に準拠
15	平面交差の計画と設計 ー応用編ー2007	交通工学研究会	H19. 10	15	平面交差の計画と設計 ー応用編ー2007	交通工学研究会	H19. 10	
16	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1	16	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1	
17	交通工学実務双書 第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12	17	交通工学実務双書 第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12	
18	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29. 6	18	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29. 6	
19	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25. 3	19	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)及び道路環境影響評価の技術手法 4.騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音(令和2年版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25. 3	国土交通省仕様書に準拠
20	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6	20	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6	
21	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21. 6	21	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21. 6	
22	道路土工ー盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22. 4	22	道路土工ー盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22. 4	
23	道路土工ー軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24. 8	23	道路土工ー軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24. 8	
24	道路土工ー仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3	24	道路土工ー仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3	
25	道路土工ー擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24. 7	25	道路土工ー擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24. 7	
26	道路土工ーカルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22. 3	26	道路土工ーカルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22. 3	
27	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H26. 8	27	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H26. 8	
28	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26. 8	28	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26. 8	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
29	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル改訂版	土木研究センター	H25. 12	29	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル改訂版	土木研究センター	H25. 12	
30	アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26. 9	30	アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26. 9	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
31	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル (鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H30. 4	31	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル (鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H30. 4	
32	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針 (平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11. 3	32	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針 (平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11. 3	
33	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針 (平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3	33	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3	削除
34	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3	34	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24. 3	
35	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24. 3	35	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25. 10	
36	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25. 10	36	道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	日本道路協会	H29. 11	
37	道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	日本道路協会	H29. 11	37	道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29. 11	
38	道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29. 11	38	道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29. 11	
39	道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29. 11	39	道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	日本道路協会	H29. 11	
40	道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	日本道路協会	H29. 11	40	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	日本道路協会	H29. 11	
41	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	日本道路協会	H29. 11	41	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R 2. 9	
42	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R 2. 9	42	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	R 2. 9	
43	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	R 2. 9	43	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	R 2. 9	
44	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	R 2. 9	44	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1	
45	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1	45	杭基礎設計便覧	日本道路協会	R 2. 9	
46	杭基礎設計便覧	日本道路協会	R 2. 9	46	杭基礎施工便覧	日本道路協会	R 2. 9	
47	杭基礎施工便覧	日本道路協会	R 2. 9	47	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9. 12	
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9. 12	48	斜面上の深層基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24. 4	
49	斜面上の深層基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24. 4	49	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1	
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1	50	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	R 2. 9	
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	R 2. 9	51	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	R 2. 9	
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	R 2. 9	52	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 4	
53	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 4	53	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30. 12	
54	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30. 12	54	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26. 3	
55	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26. 3	55	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2	
56	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2	56	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4	
57	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4	57	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3	
58	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3	58	鋼構造架設計施工指針 [2012年版]	土木学会	H24. 6	
59	鋼構造架設計施工指針 [2012年版]	土木学会	H24. 6	59	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H 5. 3	
60	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H 5. 3	60	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H 5. 7	
61	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H 5. 7	61	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	H52. 7 S56. 6 H 4. 5	
62	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	H52. 7 S56. 6 H 4. 5	62	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会	H20. 10	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名	編集又は発行所名	発行年月	No.	名	編集又は発行所名	発行年月	
63	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会	H20. 10	63	道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日本道路協会	H15. 11	
64	道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日本道路協会	H15. 11	64	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	R元. 9	
65	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	R元. 9	65	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】（令和2年版）	日本道路協会	R 2. 8	
66	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】（令和2年版）	日本道路協会	R 2. 8	66	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】（改訂版）	日本道路協会	H28. 11	
67	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】（改訂版）	日本道路協会	H28. 11	67	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21. 2	
68	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21. 2	68	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8. 10	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
69	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8. 10	69	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2	
70	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2	70	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9	
71	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9	71	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18. 2	
72	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18. 2	72	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4. 12	
73	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4. 12	73	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18. 2	
74	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18. 2	74	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18. 2	
75	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18. 2	75	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8. 10	
76	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8. 10	76	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22. 11	
77	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22. 11	77	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9	
78	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9	78	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9	
79	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9	79	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	製鋼スラグ協会	S57. 7	
80	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	製鋼スラグ協会	S57. 7	80	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会発行：土木インターロッキングブロック舗装技術協会	H27. 3	
81	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会発行：土木インターロッキングブロック舗装技術協会	H27. 3	81	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	土木インターロッキングブロック舗装技術協会	H29. 3	
82	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	土木インターロッキングブロック舗装技術協会	H29. 3	82	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29. 7	
83	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29. 7	83	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年度版	国土交通省	H27. 3	
84	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年度版	国土交通省	H27. 3	84	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5	
85	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5	85	舗装性能評価法―必須および主要な性能指標の評価法編―	日本道路協会	H25. 4	
86	舗装性能評価法―必須および主要な性能指標の評価法編―	日本道路協会	H25. 4	86	舗装性能評価法 別冊―必要に応じ定める性能指標の評価法編―	日本道路協会	H20. 3	
87	舗装性能評価法 別冊―必要に応じ定める性能指標の評価法編―	日本道路協会	H20. 3	87	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7	
88	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7	88	舗装調査・試験法便覧(平成31年度版)(全4分冊)	日本道路協会	H31. 3	
89	舗装調査・試験法便覧(平成31年度版)(全4分冊)	日本道路協会	H31. 3	89	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18. 9	
90	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18. 9	90	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19. 3	
91	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19. 3	91	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	R元. 7	
92	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	R元. 7	92	落石対策便覧	日本道路協会	H29. 12	
93	落石対策便覧	日本道路協会	H29. 12	93	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28. 3	
94	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28. 3	94	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29. 3	
95	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29. 3	95	道路防雪便覧	日本道路協会	H 2. 5	
96	道路防雪便覧	日本道路協会	H 2. 5	96	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3	
97	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3	97	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3	
98	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3	98	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59. 10	
99	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59. 10	99	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8	
100	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8	100	防護柵の設置基準・同解説(改訂版)/ボラード設置便覧	日本道路協会	H 3. 3	国土交通省仕様書に準拠
101	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28. 12	101	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3	
102	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3	102	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	R 2. 6	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
103	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	R 2. 6	103	道路標識構造便覧	日本道路協会	R 2. 6	
104	道路標識構造便覧	日本道路協会	R 2. 6	104	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10	国土交通省仕様書に準拠
105	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10	105	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19. 10	
106	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19. 10	106	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H31. 3	
107	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H31. 3	107	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27. 3	
108	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27. 3	108	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12	
109	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12	109	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9	
110	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9	110	道路標識ハンドブック(2021年版) 道路標識ハンドブックⅡ(2021年版) 道路標識ハンドブックⅢ(2020年版)	全国道路標識・標示業協会編	R 4. 1 R 4. 1 R 3. 3	国土交通省仕様書に準拠
111	道路標識ハンドブック(2012年版)	全国道路標識・標示業協会編	H25. 2	111	路面標示ハンドブック第5版	全国道路標識・標示業協会編	H30. 10	国土交通省仕様書に準拠
112	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会編	H25	112	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4. 11	
113	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4. 11	113	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9	
114	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9	114	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所	H29. 11	
115	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所	H29. 11	115	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29. 11	
116	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29. 11	116	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1	
117	平成21年度道路環境センサス調査要領	道路局地方道環境課、 国土技術政策総合研究所	H21-6	117	道路防災総点検要領〔豪雨・豪雪編〕	道路保全技術センター	H 8. 8	削除
118	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1	118	道路防災総点検要領〔地震〕	道路保全技術センター	H 8. 8	
119	道路防災総点検要領〔豪雨・豪雪編〕	道路保全技術センター	H 8. 8	119	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H 8. 12	
120	道路防災総点検要領〔地震〕	道路保全技術センター	H 8. 8	120	道路防災点検の手引き〔豪雨・豪雪等〕	道路保全技術センター	H19. 9	
121	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H 8. 12	121	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3	
122	道路防災点検の手引き〔豪雨・豪雪等〕	道路保全技術センター	H19. 9	122	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3	
123	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3	123	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14. 5	
124	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3	124	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	H15. 3	
125	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14. 5	125	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長	H15. 1	
126	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	H15. 3	126	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国道・防災課長	H28. 12	
127	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長	H15. 1	127	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国道・防災課長	H16. 3	
128	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国道・防災課長	H28. 12	128	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H30. 6	
129	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国道・防災課長	H16. 3	129	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H29. 3	
130	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H30. 6	130	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3	
131	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H29. 3	131	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3	
132	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3	132	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3	
133	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3	133	附属物(標識、照明施設等)点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3	
134	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3	134	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30. 9	
135	附属物(標識、照明施設等)点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3	135	舗装性能評価法-必須および主要な性能指標編-(平成25年版)	日本道路協会	H25. 4	
136	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30. 9	136	舗装性能評価法-必要に応じ定める性能指標の評価法編	日本道路協会	H20. 3	



R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
137	舗装性能評価法 -必須および主要な性能指標編- (平成25年版)	日本道路協会	H25. 4	137	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24. 3	
138	舗装性能評価法 -必要に応じ定める性能指標の評価法編	日本道路協会	H20. 3	138	道路管理施設等設計指針 (案) ・道路管理施設等設計要領 (案)	日本建設機械施工協会	H15. 7	
139	<del>橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)</del>	<del>国土交通省道路局国道・防災課</del>	<del>H28. 12</del>	139	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25. 7	削除

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
140	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24. 3	140	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28. 3	
141	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	H15. 7	141	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究所	H28. 4	
142	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25. 7	142	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	H28. 7	
143	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28. 3	143	県道の構造の技術的基準等に関する条例の解説と運用(運用基準)	大分県 土木建築部 道路課	H25. 4	
144	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究所	H28. 4	144	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R 3. 11	国土交通省仕様書に準拠
145	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	H28. 7	145	舗装種別選定の手引き	日本道路協会	R 3. 12	国土交通省仕様書に準拠
146	県道の構造の技術的基準等に関する条例の解説と運用(運用基準)	大分県 土木建築部 道路課	H25. 4					
[4]	電気・機械・設備関係			[4]	電気・機械・設備関係			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—	1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—	
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	H28. 9	2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	H28. 9	
3	内線規格 JEAC 8001-2018	日本電気協会	H28. 10	3	内線規格 JEAC 8001-2018	日本電気協会	H28. 10	
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国土交通省	H元. 6	4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国土交通省	H元. 6	
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会	H30. 9	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会	H30. 9	
6	建築設備設計基準 平成30年版	国土交通省	H30. 3	6	建築設備設計基準 平成30年版	国土交通省	H30. 3	
7	公共建築設備工事仕様書〔電気設備工事編〕平成31年版	国土交通省	H31. 3	7	公共建築設備工事仕様書〔電気設備工事編〕平成31年版	国土交通省	H31. 3	
8	公共建築設備工事仕様書〔機械設備工事編〕平成31年版	国土交通省	H31. 3	8	公共建築設備工事仕様書〔機械設備工事編〕平成31年版	国土交通省	H31. 3	
9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕平成31年版	国土交通省	H31. 3	9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕平成31年版	国土交通省	H31. 3	
10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕平成31年版	国土交通省	H31. 3	10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕平成31年版	国土交通省	H31. 3	
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28. 10	11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28. 10	
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12. 3	12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12. 3	
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3	13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3	
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25. 3	14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25. 3	
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3	15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3	
16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H29. 9	16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H29. 9	
17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H29. 11	17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H29. 11	
18	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会	H30. 1	18	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会	H30. 1	
19	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会	H31. 4	19	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会	H31. 4	
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	建設電気技術協会	H18. 11	20	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	建設電気技術協会	H18. 11	
21	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	H22. 3	21	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	H22. 3	
22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	H29. 3	22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	H29. 3	
23	機械工事管理基準(案)	国土交通省	H29. 3	23	機械工事管理基準(案)	国土交通省	H29. 3	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27. 3	24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27. 3	
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27. 3	25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27. 3	
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省	H30. 3	26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省	H30. 3	
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H28. 3	27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H28. 3	
[5]	農業農村整備関係			[5]	農業農村整備関係			
1	大分県農業農村整備事業測量作業規程	大分県	R3. 2	1	大分県農業農村整備事業測量作業規程	大分県	R3. 2	
2	土地改良事業計画設計基準 設計 海面干拓	(公社) 農業農村工学会	S41. 3	2	土地改良事業計画設計基準 設計 海面干拓	(公社) 農業農村工学会	S41. 3	
3	土地改良事業計画設計基準 設計 水利アスファルト工(前編)	(公社) 農業農村工学会	S42. 2	3	土地改良事業計画設計基準 設計 水利アスファルト工(前編)	(公社) 農業農村工学会	S42. 2	
4	土地改良事業計画設計基準 設計 水利アスファルト工(後編)	(公社) 農業農村工学会	H45. 6	4	土地改良事業計画設計基準 設計 水利アスファルト工(後編)	(公社) 農業農村工学会	H45. 6	
5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 水路トンネル	(公社) 農業農村工学会	H26. 7	5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 水路トンネル	(公社) 農業農村工学会	H26. 7	
6	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 水路工	(公社) 農業農村工学会	H26. 3	6	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 水路工	(公社) 農業農村工学会	H26. 3	
7	土地改良事業計画設計基準 設計 ダム	(公社) 農業農村工学会	H15. 4	7	土地改良事業計画設計基準 設計 ダム	(公社) 農業農村工学会	H15. 4	
8	土地改良事業計画設計基準 設計 農道	(公社) 農業農村工学会	H17. 3	8	土地改良事業計画設計基準 設計 農道	(公社) 農業農村工学会	H17. 3	
9	土地改良事業計画設計基準 計画 水温・水質	(公社) 農業農村工学会	S42. 11	9	土地改良事業計画設計基準 計画 水温・水質	(公社) 農業農村工学会	S42. 11	
10	土地改良事業計画設計基準 計画 河口改良	(公社) 農業農村工学会	S42. 11	10	土地改良事業計画設計基準 計画 河口改良	(公社) 農業農村工学会	S42. 11	
11	土地改良事業計画設計基準 計画 農地開発(開畑)	(公社) 農業農村工学会	S52. 1	11	土地改良事業計画設計基準 計画 農地開発(開畑)	(公社) 農業農村工学会	S52. 1	
12	土地改良事業計画設計基準 計画 農地保全	(公社) 農業農村工学会	S54. 7	12	土地改良事業計画設計基準 計画 農地保全	(公社) 農業農村工学会	S54. 7	
13	土地改良事業計画設計基準 計画 水質障害対策	(公社) 農業農村工学会	S55. 8	13	土地改良事業計画設計基準 計画 水質障害対策	(公社) 農業農村工学会	S55. 8	
14	土地改良事業計画設計基準 計画 土層改良	(公社) 農業農村工学会	S59. 1	14	土地改良事業計画設計基準 計画 土層改良	(公社) 農業農村工学会	S59. 1	
15	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 農業用水(水田)	(公社) 農業農村工学会	H22. 7	15	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 農業用水(水田)	(公社) 農業農村工学会	H22. 7	
16	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 農業用水(畑)	(公社) 農業農村工学会	H27. 5	16	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 農業用水(畑)	(公社) 農業農村工学会	H27. 5	
17	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 暗きよ排水	農林水産省Webサイト	H29. 5	17	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 暗きよ排水	農林水産省Webサイト	H29. 5	
18	土地改良事業計画設計基準 計画 農道	(公社) 農業農村工学会	H13. 8	18	土地改良事業計画設計基準 計画 農道	(公社) 農業農村工学会	H13. 8	
19	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 農道追補	(公社) 農業農村工学会	H19. 3	19	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 農道追補	(公社) 農業農村工学会	H19. 3	
20	土地改良事業計画設計基準 計画 農地地すべり防止対策	(公社) 農業農村工学会	H16. 3	20	土地改良事業計画設計基準 計画 農地地すべり防止対策	(公社) 農業農村工学会	H16. 3	
21	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 ポンプ場	農林水産省Webサイト	H30. 5	21	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 ポンプ場	農林水産省Webサイト	H30. 5	
22	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 頭首工	(公社) 農業農村工学会	H20. 3	22	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 頭首工	(公社) 農業農村工学会	H20. 3	
23	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 パイプライン	農林水産省農村振興局	R3. 6	23	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 パイプライン	農林水産省農村振興局	R3. 6	
24	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 排水	(公社) 農業農村工学会	H31. 4	24	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 排水	(公社) 農業農村工学会	H31. 4	
25	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 ほ場整備(畑)	(公社) 農業農村工学会	H19. 4	25	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 ほ場整備(畑)	(公社) 農業農村工学会	H19. 4	
26	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 ほ場整備(水田)	(公社) 農業農村工学会	H25. 4	26	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 ほ場整備(水田)	(公社) 農業農村工学会	H25. 4	
27	土地改良事業計画指針 マイクロかんがい	(公社) 農業農村工学会	H 6. 4	27	土地改良事業計画指針 マイクロかんがい	(公社) 農業農村工学会	H 6. 4	
28	土地改良事業計画指針 農地開発(改良山成畑工)	(公社) 農業農村工学会	H 4. 5	28	土地改良事業計画指針 農地開発(改良山成畑工)	(公社) 農業農村工学会	H 4. 5	
29	土地改良事業計画指針 防風施設	(公社) 農業農村工学会	S62. 9	29	土地改良事業計画指針 防風施設	(公社) 農業農村工学会	S62. 9	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
30	土地改良事業計画指針 畑地帯集水利用	(公社) 農業農村工学会	H 2. 4	30	土地改良事業計画指針 畑地帯集水利用	(公社) 農業農村工学会	H 2. 4	
31	土地改良事業計画指針 農村環境整備	(公社) 農業農村工学会	H 9. 2	31	土地改良事業計画指針 農村環境整備	(公社) 農業農村工学会	H 9. 2	
32	土地改良事業計画指針 農村環境整備 追補	(公社) 農業農村工学会	H14. 1	32	土地改良事業計画指針 農村環境整備 追補	(公社) 農業農村工学会	H14. 1	
33	土地改良施設管理基準 ダム編	(公社) 農業農村工学会	H16. 3	33	土地改良施設管理基準 ダム編	(公社) 農業農村工学会	H16. 3	
34	土地改良施設管理基準及び運用・解説 排水機場編	(公社) 農業農村工学会	H20. 9	34	土地改良施設管理基準及び運用・解説 排水機場編	(公社) 農業農村工学会	H20. 9	
35	土地改良施設管理基準及び運用・解説 用水機場編	農林水産省農村振興局	H30. 5	35	土地改良施設管理基準及び運用・解説 用水機場編	農林水産省農村振興局	H30. 5	
36	土地改良事業設計指針 ファームポンド	(公社) 農業農村工学会	H11. 3	36	土地改良事業設計指針 ファームポンド	(公社) 農業農村工学会	H11. 3	
37	土地改良事業設計指針 ため池整備	(公社) 農業農村工学会	H27. 5	37	土地改良事業設計指針 ため池整備	(公社) 農業農村工学会	H27. 5	
38	土地改良事業設計指針 よりよき設計のための頭首工の魚道	(公社) 農業農村工学会	H26. 3	38	土地改良事業設計指針 よりよき設計のための頭首工の魚道	(公社) 農業農村工学会	H26. 3	
39	土地改良事業設計指針 耐震設計	(公社) 農業農村工学会	H27. 5	39	土地改良事業設計指針 耐震設計	(公社) 農業農村工学会	H27. 5	
40	土地改良事業設計指針 設計基準SI単位系移行に関する参考資料	(公社) 農業農村工学会	H14. 3	40	土地改良事業設計指針 設計基準SI単位系移行に関する参考資料	(公社) 農業農村工学会	H14. 3	
41	環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の手引き 第1編 「基本的な考え方・水路整備」	(公社) 農業農村工学会	H16. 12	41	環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の手引き 第1編 「基本的な考え方・水路整備」	(公社) 農業農村工学会	H16. 12	
42	環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の手引き 第2編 「ため池整備 農道整備 移入種」	(公社) 農業農村工学会	H16. 12	42	環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の手引き 第2編 「ため池整備 農道整備 移入種」	(公社) 農業農村工学会	H16. 12	
43	環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の手引き 第3編 「ほ場整備 (水田・畑)」	(公社) 農業農村工学会	H16. 10	43	環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の手引き 第3編 「ほ場整備 (水田・畑)」	(公社) 農業農村工学会	H16. 10	
44	環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の技術指針	(公社) 農業農村工学会	H27. 5	44	環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の技術指針	(公社) 農業農村工学会	H27. 5	
45	環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の技術指針 農業農村整備における景観配慮の手引き	(公社) 農業農村工学会	H19. 6	45	環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の技術指針 農業農村整備における景観配慮の手引き	(公社) 農業農村工学会	H19. 6	
46	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)	(一社) 農業土木事業協会	H21. 11	46	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)	(一社) 農業土木事業協会	H21. 11	
47	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	H28. 8	47	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	H28. 8	
48	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	(一社) 農業土木事業協会	H19. 3	48	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	(一社) 農業土木事業協会	H19. 3	
49	バルブ設備計画設計技術指針	(一社) 農業土木事業協会	H14. 8	49	バルブ設備計画設計技術指針	(一社) 農業土木事業協会	H14. 8	
50	鉄筋コンクリートフリーウム規格	(一社) 農業土木事業協会	H14. 5	50	鉄筋コンクリートフリーウム規格	(一社) 農業土木事業協会	H14. 5	
51	鋼構造物計画設計技術指針 (除塵設備編)	(一社) 農業土木機械化協会	H27. 8	51	鋼構造物計画設計技術指針 (除塵設備編)	(一社) 農業土木機械化協会	H27. 8	
52	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	農林水産省農村振興局	R 1. 9	52	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	農林水産省農村振興局	R 1. 9	
53	施設機械工事等施工管理基準	(一社) 農業土木機械化協会	H19. 7	53	施設機械工事等施工管理基準	(一社) 農業土木機械化協会	H19. 7	
54	土地改良事業用無線等通信の手引	(一社) 農業土木機械化協会	H19. 3	54	土地改良事業用無線等通信の手引	(一社) 農業土木機械化協会	H19. 3	
55	小水力発電事業化へのQ&A (改訂版)	(一社) 農業土木機械化協会	H17. 3	55	小水力発電事業化へのQ&A (改訂版)	(一社) 農業土木機械化協会	H17. 3	
56	電気設備標準機器仕様書	(一社) 農業土木機械化協会	H14. 3	56	電気設備標準機器仕様書	(一社) 農業土木機械化協会	H14. 3	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
57	農業水利システムの管理	(一社) 農業土木機械化協会	H12. 8	57	農業水利システムの管理	(一社) 農業土木機械化協会	H12. 8	
58	農業用水利施設小水力発電設備計画設計技術マニュアル	(一社) 農業土木機械化協会	H7. 12	58	農業用水利施設小水力発電設備計画設計技術マニュアル	(一社) 農業土木機械化協会	H7. 12	
59	施設機械工事等共通仕様書	農林水産省農村振興局	R 3. 3	59	施設機械工事等共通仕様書	農林水産省農村振興局	R 4. 3	発行年の変更
60	土地改良工事数量算出要領 (案)	農林水産省農村振興局	R 3. 3	60	土地改良工事数量算出要領 (案)	農林水産省農村振興局	R 4. 4	発行年の変更
61	土木工事等施工技術安全指針	農林水産省農村振興局	H22. 3	61	土木工事等施工技術安全指針	農林水産省農村振興局	H22. 3	
62	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル 開水路補修編(案)	(一社) 農業土木事業協会	H27. 6	62	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル 開水路補修編(案)	(一社) 農業土木事業協会	H27. 6	
63	農業水利施設保全補修ガイドブック 2020	(一社) 農業土木事業協会	R 2. 7	63	農業水利施設保全補修ガイドブック 2020	(一社) 農業土木事業協会	R 2. 7	
64	鋼構造物計画設計技術指針 (除塵設備編)	(一社) 農業土木機械化協会	H27. 8	64	鋼構造物計画設計技術指針 (除塵設備編)	(一社) 農業土木機械化協会	H27. 8	
65	鋼構造物計画設計技術指針 (小水力発電設備編)	(一社) 農業土木機械化協会	H27. 3	65	鋼構造物計画設計技術指針 (小水力発電設備編)	(一社) 農業土木機械化協会	H27. 3	
[6]	森林土木関係			[6]	森林土木関係			
1	治山技術基準 (総則・山地治山編)	林野庁監修	R2. 5	1	治山技術基準 (総則・山地治山編)	林野庁監修	R2. 5	
2	治山技術基準 (総則・山地治山編) の解説・参考	林野庁監修	R2. 5	2	治山技術基準 (総則・山地治山編) の解説・参考	林野庁監修	R2. 5	
3	治山技術基準 (防災林造成編)	林野庁監修	H27. 4	3	治山技術基準 (防災林造成編)	林野庁監修	H27. 4	
4	治山技術基準 (防災林造成編) の解説	林野庁監修	H27. 4	4	治山技術基準 (防災林造成編) の解説	林野庁監修	H27. 4	
5	治山技術基準 (防災林造成編) の参照	林野庁監修	H27. 4	5	治山技術基準 (防災林造成編) の参考	林野庁監修	H27. 4	軽微な変更
6	治山技術基準 (地すべり防止編)	林野庁監修	H25. 4	6	治山技術基準 (地すべり防止編)	林野庁監修	H25. 4	
7	治山技術基準 (地すべり防止編) の解説	林野庁監修	H25. 4	7	治山技術基準 (地すべり防止編) の解説	林野庁監修	H25. 4	
8	治山技術基準 (地すべり防止編) の参考	林野庁監修	H25. 4	8	治山技術基準 (地すべり防止編) の参考	林野庁監修	H25. 4	
9	治山技術基準解説 (保安林整備編)	治山治水協会	H12. 7	9	治山技術基準解説 (保安林整備編)	治山治水協会	H12. 7	
10	土石流・流木対策指針	林野庁監修	H31. 3	10	土石流・流木対策指針	林野庁監修	H31. 3	
11	土石流・流木対策指針の解説等	林野庁監修	H31. 3	11	土石流・流木対策指針の解説等	林野庁監修	H31. 3	
12	林道技術基準	林野庁	R 3. 3	12	林道技術基準	林野庁	R 3. 3	
13	林道技術基準の解説	林野庁	R 3. 3	13	林道技術基準の解説	林野庁	R 3. 3	
14	林道技術基準の参考	林野庁	R 3. 3	14	林道技術基準の参考	林野庁	R 3. 3	
15	大分県治山技術基準細則 (設計・積算編)	大分県農林水産部森林保全課	R 1. 11	15	大分県治山技術基準細則 (設計・積算編)	大分県農林水産部森林保全課	R 4. 4	発行年の変更
16	大分県治山技術基準細則 (総則・山地治山編)	大分県農林水産部森林保全課	R 2. 10	16	大分県治山技術基準細則 (総則・山地治山編)	大分県農林水産部森林保全課	R 4. 4	発行年の変更
17	大分県治山技術基準細則 (保安林整備編)	大分県農林水産部森林保全課	H22. 4	17	大分県治山技術基準細則 (保安林整備編)	大分県農林水産部森林保全課	H22. 4	
18	大分県治山技術基準細則 (流木対策編)	大分県農林水産部森林保全課	H22. 4	18	大分県治山技術基準細則 (流木対策編)	大分県農林水産部森林保全課	H22. 4	
19	大分県治山技術基準細則 (地すべり防止編)	大分県農林水産部森林保全課	H23. 5	19	大分県治山技術基準細則 (地すべり防止編)	大分県農林水産部森林保全課	H23. 5	

R4. 4				R5. 4				備考
(参考) 主要技術基準及び参考資料				(参考) 主要技術基準及び参考資料				
No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	発行年月	
20	大分県治山技術基準細則（防災林造成編）	大分県農林水産部森林保全課	H23. 5	20	大分県治山技術基準細則（防災林造成編）	大分県農林水産部森林保全課	H23. 5	
21	大分県治山技術基準細則（航空緑化工編）	大分県農林水産部森林保全課	H23. 5	21	大分県治山技術基準細則（航空緑化工編）	大分県農林水産部森林保全課	H23. 5	
22	治山ダム・土留工断面表	(財) 林業工本コンサルタンツ	H11. 9	22	治山ダム・土留工断面表	(財) 林業工本コンサルタンツ	H11. 9	
23	森林土木構造物標準設計	(財) 林業工本コンサルタンツ	H18. 10	23	森林土木構造物標準設計	(財) 林業工本コンサルタンツ	H18. 10	
24	林道事業設計書作成要領	大分県農林水産部林務管理課	R 4. 3	24	林道事業設計書作成要領	大分県農林水産部林務管理課	R 4. 4	発行年の変更
25	森林土木木製構造物施工マニュアル	(一社) 日本治山治水協会 日本林道協会	R 3. 8	25	森林土木木製構造物施工マニュアル	(一社) 日本治山治水協会 日本林道協会	R 3. 8	
26	土木工事における木材利用推進マニュアル	大分県農林水産部	H19. 1	26	土木工事における木材利用推進マニュアル	大分県農林水産部	H19. 1	
27	林道必携（技術編）	日本林道協会	H23. 8	27	林道必携（技術編）	日本林道協会	H23. 8	
28	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	R3. 12	28	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	R3. 12	
29	河川災害復旧護岸工法技術指針(案)	社団法人 全国防災協会	H30. 9	29	河川災害復旧護岸工法技術指針(案)	社団法人 全国防災協会	H30. 9	
30	新版フリーフレーム工法 性能照査型による限界状態設計例	フリーフレーム協会	R 2. 7	30	新版フリーフレーム工法 性能照査型による限界状態設計例	フリーフレーム協会	R 2. 7	
31	ソイルクリート工法設計・施工指針（案）	簡易吹付法砕協会	R2. 4	31	ソイルクリート工法設計・施工指針（案）	簡易吹付法砕協会	R 4. 4	発行年の変更
32	切土補強土工法設計・施工要領	東日本・中日本・西日本高速道路株式会社	H19. 1	32	切土補強土工法設計・施工要領	東日本・中日本・西日本高速道路株式会社	H19. 1	
33	森林土木ハンドブック〈第7版〉	(財) 林業工本コンサルタンツ	H17. 7	33	森林土木ハンドブック〈第7版〉	(財) 林業工本コンサルタンツ	H17. 7	
34	森林土木事業木材利用促進不燃構造物 手引き書 (Ver.2)	大分県林業水産部	H12. 3	34	森林土木事業木材利用促進不燃構造物 手引き書 (Ver.2)	大分県林業水産部	H12. 3	
35	薬液注入工事に係る施工管理等について	建設省	H2. 9	35	薬液注入工事に係る施工管理等について	建設省	H2. 9	
36	薬液注入工法の設計・施工指針	日本薬液注入協会	H元. 6	36	薬液注入工法の設計・施工指針	日本薬液注入協会	H元. 6	
37	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25. 10	37	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25. 10	
38	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	地盤工学会	H24. 5	38	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	地盤工学会	H24. 5	
39	トンネル工事における可燃性ガス対策について	建設省	S53. 7	39	トンネル工事における可燃性ガス対策について	建設省	S53. 7	
40	ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉塵等の測定）	建設業労働災害防止協会	R 3. 4	40	ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉塵等の測定）	建設業労働災害防止協会	R 4. 4	発行年の変更
41	道路付属物の基礎について	建設省	S50. 7	41	道路付属物の基礎について	建設省	S50. 7	
42	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10	42	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10	
43	建設副産物適正処理推進要綱	国土交通省	H14. 5	43	建設副産物適正処理推進要綱	国土交通省	H14. 5	
44	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	厚生労働省	R 2. 7	44	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	厚生労働省	R 2. 7	
45	騒音障害防止のためのガイドライン	労働省	H4. 10	45	騒音障害防止のためのガイドライン	労働省	H4. 10	
46	手すり先行工法等に関するガイドライン	厚生労働省	H21. 4	46	手すり先行工法等に関するガイドライン	厚生労働省	H21. 4	
47	コンクリート標準示方書	土木学会	H30. 10	47	コンクリート標準示方書	土木学会	H30. 10	
[7]	漁場整備関係			[7]	漁場整備関係			
1	「漁港・漁場の施設の設計参考図書」	水産庁	H27. 7	1	「漁港・漁場の施設の設計参考図書」	水産庁	H27. 7	



# 測量業務共通仕様書

令和5年4月

大分県 農林水産部

大分県 土木建築部



# 第1編 共通編

# 第1編 共通編

## 目次

第1章	総則	
第1101条	適用	測（共通）－ 1
第1102条	用語の定義	測（共通）－ 1
第1103条	受発注者の責務	測（共通）－ 3
第1104条	業務の着手	測（共通）－ 4
第1105条	測定の基準	測（共通）－ 4
第1106条	業務の実施	測（共通）－ 4
第1107条	設計図書を支給及び点検	測（共通）－ 4
第1108条	調査職員	測（共通）－ 4
第1109条	管理技術者	測（共通）－ 5
第1110条	照査技術者及び照査の実施	測（共通）－ 5
第1111条	担当技術者	測（共通）－ 5
第1112条	提出書類	測（共通）－ 6
第1113条	打合せ等	測（共通）－ 6
第1114条	業務計画書	測（共通）－ 7
第1115条	資料等の貸与及び返却	測（共通）－ 7
第1116条	関係官公庁への手続き等	測（共通）－ 8
第1117条	地元関係者との交渉等	測（共通）－ 8
第1118条	土地への立ち入り等	測（共通）－ 8
第1119条	成果物の提出	測（共通）－ 9
第1120条	関係法令及び条例の遵守	測（共通）－ 9
第1121条	検査	測（共通）－ 9
第1122条	修補	測（共通）－10
第1123条	条件変更等	測（共通）－10
第1124条	契約変更	測（共通）－10
第1125条	履行期間の変更	測（共通）－10
第1126条	一時中止	測（共通）－11
第1127条	発注者の賠償責任	測（共通）－11
第1128条	受注者の賠償責任	測（共通）－11
第1129条	部分使用	測（共通）－12
第1130条	再委託	測（共通）－12
第1131条	成果物の使用等	測（共通）－12
第1132条	守秘義務	測（共通）－12
第1133条	機密保持及び個人情報保護	測（共通）－13
第1134条	安全等の確保	測（共通）－17

第1135条	臨機の措置	測（共通）	－17
第1136条	履行報告	測（共通）	－18
第1137条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	測（共通）	－18
第1138条	行政情報流出防止対策の強化	測（共通）	－18
第1139条	暴力団等の契約からの排除	測（共通）	－20
第1140条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	測（共通）	－20
第1141条	保険加入の義務	測（共通）	－21
第1142条	新技術の活用について	測（共通）	－21

# 第1編 共通編

## 第1章 総 則

### 第1101条 適 用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、大分県農林水産部及び土木建築部が発注する測量業務に係る大分県土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は**指示**や**協議**等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
4. 現場技術業務、設計業務等及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

### 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、以下の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当者又は契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。又は法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**等の職務を行う者で、約款第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**、又は**協議**、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等に対する**報告**等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の**確認**、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への**報告**を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
6. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、業務の進捗状況の**確認**、設計図書の記

載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への**報告**を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

7. 「検査員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、約款第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び総括等を行う者で、約款第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「照査技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、約款第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
10. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が**承諾**した者をいう。
11. 「契約図書」とは、約款（契約書を含む）及び設計図書をいう。
12. 「約款」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款（令和3年3月31日大分県告示第255号）をいう。
13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
15. 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の**指示**事項等を定める図書をいう。
16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
17. 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
18. 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
21. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
22. 「催告」とは、発注者又は受注者が相当の期間を定めて相手方に契約内容の履行を求めることをいう。
23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
24. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、

- 書面をもって知らせることをいう。
- 2 6. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
  - 2 7. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
  - 2 8. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
  - 2 9. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
  - 3 0. 「協議」とは、書面により契約図書の**協議**事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
  - 3 1. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
  - 3 2. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。  
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
  - 3 3. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
  - 3 4. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。また記名（署名又は押印を含む）した書面を電子化し、メール等で伝達したのものについても「書面」として認めるものとする。
    - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリにより伝達できるものとする。
    - (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と**協議**するものとする。
  - 3 5. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を**確認**することをいう。
  - 3 6. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
  - 3 7. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
  - 3 8. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
  - 3 9. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
  - 4 0. 「立会」とは、設計図書に示された項目について、受注者と調査職員が臨場し、内容を**確認**することをいう。
  - 4 1. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に**指示**した処理内容・回答に対して理解して承認することをいう。
  - 4 2. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に**提出**された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

#### 第1103条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

#### **第1104条 業務の着手**

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため調査職員との打合せを行うこという。

#### **第1105条 測量の基準**

測量の基準は大分県の定める「公共測量作業規程（平成22年3月）」及び「大分県農業農村整備事業測量作業規程（令和3年2月）」（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは、調査職員の**指示**によるものとする。

#### **第1106条 業務の実施**

1. 測量業務は、「規程」により実施するものとする。

なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

#### **第1107条 設計図書の支給及び点検**

1. 受注者から要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### **第1108条 調査職員**

1. 発注者は、測量業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、**指示**、**承諾**、**協議**等の職務を行うものとする。
3. 約款の規定に基づき、発注者が調査職員に委任した権限は約款9条第2項に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合において、調査職員が受注者に対し口頭による**指示**等を行った場合には、受注者はその口頭による**指示**等に従うものとする。

なお、調査職員はその口頭による**指示**等を行った後、7日以内に書面で受注者に**指示**するものとする。

#### 第1109条 管理技術者

1. 受注者は、測量業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、令和2年2月18日付け公入管第869号の1～3 「大分県が発注する土木関係建設コンサルタント業務における管理・照査技術者の資格要件である選択科目の一部改正について（通知）」で定めた資格を有するもの又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は約款第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって**報告**しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（約款第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して**指示**等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、調査職員が**指示**する関連のある測量業務等の受注者と十分に**協議**のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、照査結果の**確認**を行わなければならない。

#### 第1110条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
  - (1) 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、測量業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
  - (2) 照査技術者は、令和2年2月18日付け公入管第869号の1～3「大分県が発注する土木関係建設コンサルタント業務等における管理・照査技術者の資格要件の資格要件である選択科目の一部改正について（通知）」で定めた資格を有するもの又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
  - (3) 照査技術者は、照査計画を作成のうえ業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
  - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員**の指示**する業務の節目毎にその成果の**確認**を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
  - (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に**提出**するものとする。

#### 第1111条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に**提出**するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）



- なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. **測量業務**における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
  3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

## 第1112条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく**提出**しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための**確認**のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容**確認書**」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の**確認**を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

## 第1113条 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に**確認**しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで**確認**した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者は打合せ記録簿に記録し、相互に**確認**しなければならない。
3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前で

あっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点)には支給品精算書を調査職員に**提出**しなければならない。

4. 管理技術者は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と**協議**するものとする。
5. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
6. 調査職員及び受注者は「ワンデーレスポンス」\*に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

#### 第1114条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき以下の事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果物の内容、部数
  - (7) 使用する主な図書及び基準
  - (8) 連絡体制（緊急時含む）
  - (9) 使用する主な機器
  - (10) 成果物の品質を確保するための計画
  - (11) その他

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

- (2) 実施方針又は(11)その他には、第1133条個人情報の取扱い、第1134条安全等の確保及び第1138条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を**提出**しなければならない。
4. 調査職員が**指示**した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を**提出**しなければならない。

#### 第1115条 資料等の貸与及び返却

1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復のうえ、調査職員が**指示**した期日までに返却ものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

#### 第1116条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に**報告し協議**するものとする。
3. 受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。また、規程第15条に基づく測量成果の検定を行い測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

#### 第1117条 地元関係者との交渉等

1. 約款第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の**指示**がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の**承諾**を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の**指示**により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に**報告し、指示**があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元**協議**等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元**協議**等に**立会**するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元**協議**により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、調査職員の**指示**に基づいて、変更するものとする。  
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と**協議**のうえ定めるものとする。

#### 第1118条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、約款第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。  
なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に**報告し指示**を受けなければならない。
2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物の一時使用の必要がある場合は、あらかじめ調査職員に**報告**するものとし、**報告**を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。  
なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得

るものとするが、調査職員の**指示**がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは受注者と調査職員との**協議**により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に**提出**し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第1119条 成果物の提出

1. 受注者は測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査**報告書**を含む）を委託業務完了通知書とともに**提出**し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の**指示**する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 受注者は、「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部建設政策課〕【委託編】平成29年4月版」「〔大分県農林水産部〕【委託編】平成30年11月版」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した成果物を**提出**するものとする。  
なお、「ガイドライン」で特に記載がない項目については、調査職員と**協議**のうえ決定するものとする。

#### 第1120条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第1121条 検査

1. 受注者は、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了し、調査職員に**提出**した後に、約款第31条第1項の規定に基づく業務完了通知書を発注者に**提出**しなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、調査職員及び管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は、原則として照査技術者の**立会**のうえ、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - （1）測量業務成果物の検査
  - （2）測量業務管理状況の検査測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。  
なお、電子納品の検査時の対応については、「ガイドライン」に基づくものとする。

#### 第1122条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を**指示**することができるものとする。
3. 検査員が修補の**指示**をした場合において、修補の完了の**確認**は検査員の**指示**に従うものとする。
4. 検査員が**指示**した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、約款第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第1123条 条件変更等

1. 調査職員が、受注者に対して約款第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の**指示**を行う場合は、指示・承諾・協議書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に**報告**し、その**確認**を求めなければならない。

なお、約款第18条第1項第5号に規定する「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

- (1) 第1118条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合
- (2) 天災その他の不可抗力による損害
- (3) その他、発注者と受注者が**協議**し当該規定に適合すると判断した場合

#### 第1124条 契約変更

1. 発注者は、以下の各号に掲げる場合は、測量業務委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 測量業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 調査職員と受注者が**協議**し、測量業務施行上必要があると認められる場合
  - (4) 約款第30条の規定に基づき委託料の変更で代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を以下の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第1123条の規定に基づき調査職員が受注者に**指示**した事項
  - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との**協議**で決定された事項

#### 第1125条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の**指示**を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると**確認**された事項及び測量業務の一時中止を**指示**した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の**協議**に代えることが

できるものとする。

3. 受注者は、約款第22条の規定に、基づき履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に**提出**しなければならない。
4. 約款第23条の規定に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し**提出**しなければならない。

#### **第1126条 一時中止**

1. 約款第20条第1項の規定により、以下の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認められる期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第1135条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の委託業務等の進捗が遅れたため、測量業務の継続を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の**指示**に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
  3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については、調査職員の**指示**に従わなければならない。

#### **第1127条 発注者の賠償責任**

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### **第1128条 受注者の賠償責任**

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 約款第40条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

### 第1129条 部分使用

1. 発注者は、以下の各号に掲げる場合において約款第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に**提出**するものとする。

### 第1130条 再委託

1. 約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは以下の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 約款第7条第4項に規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃貸、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の**承諾**を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、有資格業者（大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加するに必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示による資格の認定を受けた者をいう）である場合は、指名停止期間中であってはならない。

### 第1131条 成果物の使用等

1. 受注者は、約款第6条第5項の定めに従い、発注者の**承諾**を得て単独又は他の者と共同で、成果物の内容を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権、その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の**承諾**を受けなければならない。

### 第1132条 守秘義務

1. 受注者は、約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による**承諾**を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を、第1114条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、

当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に**報告**するものとする。

## **第1133条 機密保持及び個人情報保護**

### (基本的事項)

受注者は、機密情報（発注者から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することにないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

受注者は、次の各号に掲げる機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(1) この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報（納品した成果物と同一の内容)

(2) 業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報（発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む)

### (個人情報の取得の範囲と手段)

受注者は、業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し、発注者の同意を得たうえで、その利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

### (目的外利用及び提供の制限)

受注者は、業務に関して発注者から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。



(安全管理措置)

- (1) 受注者は、業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。
- (2) 受注者は、発注者が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。
- (3) 受注者は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。
- (4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- (5) 受注者は、業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- (6) 受注者は、業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- (7) 受注者は、業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

- (8) 受注者は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
  - ① 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
  - ② 電子データとして、保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
  - ③ 業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
    - ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置
    - イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
    - ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置
  - ④ 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取り扱いの状況等を記録すること。
  - ⑤ 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
  - ⑥ バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(返却及び廃棄)

- (1) 発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報のほか、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報を委託業務完了時から10年以内に廃棄又は消去しなければならない。
- (3) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報(発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む)を、委託完了時に返還、廃棄又は消去しなければならない。
- (4) 受注者は、機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- (5) 受注者は、パソコン等に記録された機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- (6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報(発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む)を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。
- (7) 受注者は廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(責任体制の整備)

受注者は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者及び業務従事者の監督)

- (1) 受注者は、業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者(以下「業務責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。
- (2) 受注者は、業務責任者に、業務責任者が本仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- (3) 受注者は、業務従事者に業務責任者の指示に従い本仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者)

- (1) 受注者は、業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密維持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (2) 受注者は、派遣労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による機密情報・個人情報処理の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

受注者は、業務責任者及び業務従事者に対し、業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

発注者及び受注者は、法令（発注者の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

受注者は、発注者が行う機密情報の提供は、受注者に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

(1) 発注者及び受注者は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- ①提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- ②提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- ③正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- ④機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- ⑤保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

(2) 個人情報の取扱いにおいては、発注者及び受注者は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

発注者は必要があると認めるときは、受注者に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

- (1) 受注者は、業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするため措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、発注者との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

- (1) 発注者は、委託契約期間中、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報状の取扱い状況について、報告を求めることができる。
- (2) 発注者は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において監査、調査等するものとする。

#### 第1134条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省告示第496号 令和元年9月2日）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
  - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業してはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、災害予防のため、以下の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
  - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。  
なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
  - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落

雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に**報告**するとともに、調査職員が**指示**する様式により事故報告書を速やかに調査職員に**提出**し、調査職員から**指示**がある場合にはその**指示**に従わなければならない。

#### 第1135条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に**報告**しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 第1136条 履行報告

受注者は、約款第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

#### 第1137条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と**協議**するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に**提出**しなければならない。

#### 第1138条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1114号で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令等を遵守するほか、本規定及び発注者の**指示**する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用禁止)

受注者は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以

下「社員等」という。) に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託する場合には、再委託業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する**確認・指導**を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返還するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1114条に定める業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は、以下の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取扱う行政情報について、何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、**報告**を求め、**検査確認**を行う場合がある。

## 第1139条 暴力団等の契約からの排除

1. 受注者は、以下の（１）から（７）のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、約款第４２条に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。

また、落札者が以下の（１）から（５）のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約を締結しない。

（１）役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」（令和元年１２月改正 法律第６３号、以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）この契約に関し、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）この契約に関し、受注者が、（１）から（５）までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2. 再委託契約等の相手方に対しても、上記１の趣旨について周知すること。

## 第1140条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じ

た場合は、発注者と協議しなければならない。

#### **第 1141 条 保険加入の義務**

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

#### **第 1142 条 新技術の活用について**

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に**報告**するものとする。



# 地質調査業務等共通仕様書

令和5年4月

大分県 農林水産部

大分県 土木建築部

# 第1編 共通編

# 第1編 共通編

## 目次

第1章 総則	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 1
第1101条 適用	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 1
第1102条 用語の定義	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 1
第1103条 受発注者の責務	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 4
第1104条 業務の着手	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 4
第1105条 調査地点の確認	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 4
第1106条 設計図書の支給及び点検	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 4
第1107条 調査職員	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 4
第1108条 管理技術者	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 5
第1109条 照査技術者及び照査の実施	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 5
第1110条 担当技術者	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 5
第1111条 提出書類	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 6
第1112条 打合せ等	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 6
第1113条 業務計画書	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 7
第1114条 資料等の貸与及び返却	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 7
第1115条 関係官公庁への手続き等	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 7
第1116条 地元関係者との交渉等	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 8
第1117条 土地への立ち入り等	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 8
第1118条 成果物の提出	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 9
第1119条 関係法令及び条例の遵守	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 9
第1120条 検査	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 9
第1121条 修補	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－ 9
第1122条 条件変更等	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－10
第1123条 契約変更	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－10
第1124条 履行期間の変更	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－10
第1125条 一時中止	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－11
第1126条 発注者の賠償責任	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－11
第1127条 受注者の賠償責任	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－11
第1128条 部分使用	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－11
第1129条 再委託	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－12
第1130条 成果物の使用等	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－12
第1131条 守秘義務	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－12
第1132条 機密保持及び個人情報保護	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－13
第1133条 安全等の確保	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－17
第1134条 臨機の措置	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－17
第1135条 履行報告	・・・・・・・・・・・・・・・・地（共通）	－18

第1136条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	地（共通）	-18
第1137条	行政情報流出防止対策の強化	地（共通）	-18
第1138条	暴力団等の契約からの排除	地（共通）	-20
第1139条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	地（共通）	-20
第1140条	保険加入の義務	地（共通）	-21
第1141条	新技術の活用について	地（共通）	-21
<b>第2章</b>	<b>機械ボーリング</b>	地（共通）	-22
第1201条	目的	地（共通）	-22
第1202条	土質の分類	地（共通）	-22
第1203条	調査等	地（共通）	-22
第1204条	成果物	地（共通）	-23
<b>第3章</b>	<b>サンプリング</b>	地（共通）	-24
第1301条	目的	地（共通）	-24
第1302条	採取方法	地（共通）	-24
第1303条	試料の取扱い	地（共通）	-24
第1304条	成果物	地（共通）	-24
<b>第4章</b>	<b>サウンディング</b>	地（共通）	-25
第1節	標準貫入試験	地（共通）	-25
第1401条	目的	地（共通）	-25
第1402条	試験等	地（共通）	-25
第1403号	成果物	地（共通）	-25
第2節	スウェーデン式サウンディング試験	地（共通）	-25
第1404条	目的	地（共通）	-25
第1405条	試験等	地（共通）	-25
第1406条	成果物	地（共通）	-26
第3節	オランダ式二重管コーン貫入試験	地（共通）	-26
第1407条	目的	地（共通）	-26
第1408条	試験等	地（共通）	-26
第1409条	成果物	地（共通）	-26
第4節	ポータブルコーン貫入試験	地（共通）	-26
第1410条	目的	地（共通）	-26
第1411条	試験等	地（共通）	-26
第1412条	成果物	地（共通）	-26
第5節	簡易動的コーン貫入試験	地（共通）	-26
第1413条	目的	地（共通）	-27
第1414条	試験等	地（共通）	-27
第1415条	成果物	地（共通）	-27

<b>第5章</b>	<b>原位置試験</b>	．．．．．	地（共通）	—28
第1節	孔内水平載荷試験	．．．．．	地（共通）	—28
第1501条	目的	．．．．．	地（共通）	—28
第1502条	試験等	．．．．．	地（共通）	—28
第1503条	成果物	．．．．．	地（共通）	—28
第2節	地盤の平板載荷試験	．．．．．	地（共通）	—29
第1504条	目的	．．．．．	地（共通）	—29
第1505条	試験等	．．．．．	地（共通）	—29
第1506条	成果物	．．．．．	地（共通）	—29
第3節	現場密度測定（砂置換法）	．．．．．	地（共通）	—29
第1507条	目的	．．．．．	地（共通）	—29
第1508条	試験等	．．．．．	地（共通）	—29
第1509条	成果物	．．．．．	地（共通）	—29
第4節	現場密度測定（R I法）	．．．．．	地（共通）	—30
第1510条	目的	．．．．．	地（共通）	—30
第1511条	試験等	．．．．．	地（共通）	—30
第1512条	成果物	．．．．．	地（共通）	—30
第5節	現場透水試験	．．．．．	地（共通）	—30
第1513条	目的	．．．．．	地（共通）	—30
第1514条	試験等	．．．．．	地（共通）	—30
第1515条	成果物	．．．．．	地（共通）	—30
第6節	ルジオン試験	．．．．．	地（共通）	—30
第1516条	目的	．．．．．	地（共通）	—30
第1517条	試験等	．．．．．	地（共通）	—30
第1518条	成果物	．．．．．	地（共通）	—31
第7節	速度検層	．．．．．	地（共通）	—31
第1519条	目的	．．．．．	地（共通）	—31
第1520条	試験等	．．．．．	地（共通）	—31
第1521条	成果物	．．．．．	地（共通）	—31
第8節	電気検層	．．．．．	地（共通）	—31
第1522条	目的	．．．．．	地（共通）	—31
第1523条	試験等	．．．．．	地（共通）	—31
第1524条	成果物	．．．．．	地（共通）	—31
<b>第6章</b>	<b>解析等調査業務</b>	．．．．．	地（共通）	—32
第1601条	目的	．．．．．	地（共通）	—32
第1602条	業務内容	．．．．．	地（共通）	—32
第1603条	成果物	．．．．．	地（共通）	—32
<b>第7章</b>	<b>軟弱地盤技術解析</b>	．．．．．	地（共通）	—33
第1701条	目的	．．．．．	地（共通）	—33
第1702条	業務内容	．．．．．	地（共通）	—33

第1703条	成果物	地（共通）	-34
<b>第8章</b>	<b>物理探査</b>	地（共通）	-35
第1節	弾性波探査	地（共通）	-35
第1801条	目的	地（共通）	-35
第1802条	業務内容	地（共通）	-35
第2節	電気探査（比抵抗二次元探査）	地（共通）	-35
第1803条	目的	地（共通）	-35
第1804条	業務内容	地（共通）	-35
<b>第9章</b>	<b>地すべり調査</b>	地（共通）	-37
第1901条	目的	地（共通）	-37
第1902条	計画準備	地（共通）	-37
第1903条	地下水調査	地（共通）	-37
第1904条	移動変形調査	地（共通）	-38
第1905条	雨量観測	地（共通）	-38
第1906条	解析	地（共通）	-38
第1907条	対策工法選定	地（共通）	-39
第1908条	報告書作成	地（共通）	-39
<b>第10章</b>	<b>地形・地表地質踏査</b>	地（共通）	-40
第2001条	目的	地（共通）	-40
第2002条	業務内容	地（共通）	-40
第2003条	成果物	地（共通）	-40

# 地質調査業務等共通仕様書

## 第1章 総 則

### 第1101条 適 用

1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という）は、大分県農林水産部及び土木建築部が発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下、「地質・土質調査業務」という）に係る大分県土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は**指示**や**協議**等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に記載された数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じ若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
4. 現場技術業務、測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

### 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、以下の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当者又は契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**等の職務を行う者で、約款第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等に対する**報告**等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者を言う。
5. 本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の**確認**、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への**報告**を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
6. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対す

る**指示**、**承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、業務の進捗状況の**確認**、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への**報告**を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

7. 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって約款第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で約款第10条第1項に規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「照査技術者」とは、成果物の内容の技術上の照査を行う者で約款第11条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
11. 「契約図書」とは、約款（契約書を含む）及び設計図書をいう。
12. 「約款」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款（令和3年3月31日大分県告示第255号）をいう。
13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
15. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の**指示**事項等を定める図書をいう。
16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
17. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
18. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。
19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書類をいう。
20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
21. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
22. 「催告」とは、発注者又は受注者が相当の期間を定めて相手方に契約内容の履行を求めることをいう。
23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
24. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者もしくは調査職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。



25. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
27. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
30. 「協議」とは、書面により契約図書の**協議**事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
31. 「**提出**」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
32. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。  
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
33. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。また記名（署名又は押印を含む）した書面を電子化し、メール等で伝達したのものについても「書面」として認めるものとする。  
（1）緊急を要する場合は、ファクシミリにより伝達できるものとする。  
（2）電子納品を行う場合は、別途調査職員と**協議**するものとする。
35. 「照査」とは、受注者が、発注条件、調査結果等の確認及び解析等の検算の成果を確認することをいう。
36. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・土質調査業務の完了を**確認**することをいう。
37. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
38. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
39. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
40. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
41. 「**立会**」とは、設計図書に示された項目について、受注者と調査職員が臨場し、内容を**確認**することをいう。
42. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に**指示**した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
43. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に**提出**された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

### 第1103条 受発注者の責務

受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

### 第1104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

### 第1105条 調査地点の確認

1. 受注者は、調査着手前にその位置を**確認**しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について調査職員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、調査職員に**報告**し関係機関と**協議**のうえ現場**立会**を行い、位置・規模・構造等を**確認**するものとする。

### 第1106条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は調査職員に書面により**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
3. 調査職員は必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

### 第1107条 調査職員

1. 発注者は、地質・土質調査業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 約款の規定に基づく調査職員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合において、調査職員が受注者に対し口頭による**指示**等を行った場合には、受注者はその口頭による**指示**等に従うものとする。

なお、調査職員は、その口頭による**指示**等を行った後、7日以内に書面で受注者に**指示**するものとする。

## 第1108条 管理技術者

1. 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、令和2年2月18日付け公入管第869号の1～3「大分県が発注する土木関係建設コンサルタント業務における管理・照査技術者の資格要件である選択科目の一部改正について（通知）」で定めた資格を有するもの又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は約款第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に**報告**しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（約款第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して**指示**等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、調査職員が**指示**する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に**協議**のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、照査結果の**確認**を行わなければならない。

## 第1109条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
  - (1) 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、地質・土質調査業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
  - (2) 照査技術者は、令和2年2月18日付け公入管第869号の1～3「大分県が発注する土木関係建設コンサルタント業務における管理・照査技術者の資格要件である選択科目の一部改正について（通知）」で定めた資格を有するもの又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
  - (3) 照査技術者は、照査計画を作成のうえ業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
  - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員から**指示**された業務の節目毎にその成果の**確認**を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
  - (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に**提出**するものとする。

## 第1110条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に**提出**するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）

- なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。  
ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

### 第1111条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく**提出**しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容**確認書**」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

### 第1112条 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に**確認**しなければならない。  
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで**確認**した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に**確認**しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と**協議**するものとする。
4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」\*に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

### 第1113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき以下の事項を記載するものとする。

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) 業務概要                  | (2) 実施方針              |
| (3) 業務工程                  | (4) 業務組織計画            |
| (5) 打合せ計画                 | (6) 成果物の内容、部数         |
| (7) 使用する主な図書及び基準          | (8) 連絡体制（緊急時含む）       |
| (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする） |                       |
| (10) 仮設備計画                | (11) 成果物の品質を確保するための計画 |
| (12) その他                  |                       |

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(2) 実施方針又は(12)その他には、第1132条個人情報の取扱い、第1133条安全等の確保及び第1137条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を**提出**しなければならない。

4. 調査職員に**指示**した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を**提出**しなければならない。

### 第1114条 資料等の貸与及び返却

1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。

3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復のうえ、調査職員が**指示**した期日までに返却するものとする。

4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

### 第1115条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に**報告し協議**するものとする。

#### 第1116条 地元関係者との交渉等

1. 約款第12条に規定する地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の**指示**がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の**承諾**を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の**指示**により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、随時、調査職員に**報告し、指示**があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元**協議**等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書の定めるところにより、地元**協議**等に**立会**するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元**協議**により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、**指示**に基づいて、変更するものとする。  
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と**協議**のうえ定めるものとする。

#### 第1117条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、約款第13条の規定に従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。  
なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に**報告し、指示**を受けなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に**報告**するものとし、**報告**を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。  
なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、調査職員の**指示**がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは調査職員と**協議**により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に**提出**し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。  
なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第1118条 成果物の提出

1. 受注者は、地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに**提出**し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の**指示**する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
4. 受注者は、「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部建設政策課〕【委託編】平成29年4月版」「〔大分県農林水産部〕【委託編】平成30年11月版」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した成果物を**提出**するものとする。  
なお、「ガイドライン」で特に記載がない項目については、調査職員と**協議**のうえ決定するものとする。

#### 第1119条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第1120条 検査

1. 受注者は、約款第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に**提出**しなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って、あらかじめ、受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、調査職員及び管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は、原則として照査技術者の**立会**のうえ、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - （1）地質・土質調査業務成果物の検査
  - （2）地質・土質調査業務管理状況の検査地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。  
なお、電子納品の検査時の対応については、「ガイドライン」に基づくものとする。

#### 第1121条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を**指示**することができるものとする。ただし、その**指示**が受注者の責に帰すべきものでない場合は、異議申し立てができるものとする。
3. 検査員が修補の**指示**をした場合において、修補の完了の**確認**は検査員の**指示**に従うものとする。

4. 検査員が**指示**した期限内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、約款第31条第2項に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第1122条 条件変更等

1. 調査職員が、受注者に対して約款第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の**指示**を行う場合は、指示・承諾・協議書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に**報告**し、その**確認**を求めなければならない。

なお、約款第18条第1項第5号に規定する「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

- (1) 第1117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合
- (2) 天災その他の不可抗力による損害
- (3) その他、発注者と受注者が**協議**し当該規定に適合すると判断した場合

#### 第1123条 契約変更

1. 発注者は、以下の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
  - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により、委託料に変更が生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 調査職員と受注者が**協議**し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合
  - (4) 約款第30条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、以下の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第1122条の規定に基づき、調査職員が受注者に**指示**した事項
  - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他、発注者又は調査職員と受注者との**協議**で決定された事項

#### 第1124条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の**指示**を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると**確認**された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を**指示**した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の**協議**に代えることができるものとする。
3. 受注者は、約款第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に**提出**しなければならない。



4. 約款第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し**提出**しなければならない。

#### **第1125条 一時中止**

1. 約款第20条第1項の規定により、以下の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第1134条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。
- (1) 第三者の土地の立ち入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の**指示**に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については、調査職員の**指示**に従わなければならない。

#### **第1126条 発注者の賠償責任**

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### **第1127条 受注者の賠償責任**

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 約款第40条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### **第1128条 部分使用**

1. 発注者は、以下の各号に掲げる場合において、約款第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合

- (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に**提出**するものとする。

#### 第1129条 再委託

1. 約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは以下の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 約款第7条4項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、模型制作、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の**承諾**を得なければならない。
4. 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。
- なお、協力者は、有資格業者（大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示による資格の認定を受けた者をいう）である場合は、指名停止期間中であってはならない。

#### 第1130条 成果物の使用等

1. 受注者は、約款第6条第5項の規定に従い、発注者の**承諾**を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の**承諾**を受けなければならない。

#### 第1131条 守秘義務

1. 受注者は、約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による**承諾**を得たときはこの限りでない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を第1113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

5. 取扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に**報告**するものとする。

## **第1132条 機密保持及び個人情報保護**

### (基本的事項)

受注者は、機密情報（発注者から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

受注者は、次の各号に掲げる機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (1) この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報（納品した成果物と同一の内容）
- (2) 業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報（発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む）

### (個人情報の取得の範囲と手段)

受注者は、業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し、発注者の同意を得たうえで、その利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

### (目的外利用及び提供の制限)

受注者は、業務に関して発注者から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的のみ利用するものとし、契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (安全管理措置)

- (1) 受注者は、業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、機密情報・個人情報の安全な管理に

努めなければならない。

- (2) 受注者は、発注者が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。
- (3) 受注者は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。
- (4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- (5) 受注者は、業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- (6) 受注者は、業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- (7) 受注者は、業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。  
また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。
- (8) 受注者は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
  - ① 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
  - ② 電子データとして、保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
  - ③ 業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
    - ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置
    - イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
    - ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置
  - ④ 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取り扱いの状況等を記録すること。
  - ⑤ 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
  - ⑥ バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(返却及び廃棄)

- (1) 発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報のほか、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、発注者に帰属するものとする。

- (2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報を委託業務完了時から10年以内に廃棄又は消去しなければならない。
- (3) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報(発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む)を、委託完了時に返還、廃棄又は消去しなければならない。
- (4) 受注者は、機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- (5) 受注者は、パソコン等に記録された機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- (6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報(発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む)を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。
- (7) 受注者は廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

#### (責任体制の整備)

受注者は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (業務責任者及び業務従事者の監督)

- (1) 受注者は、業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者(以下「業務責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。
- (2) 受注者は、業務責任者に、業務責任者が本仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- (3) 受注者は、業務従事者に業務責任者の指示に従い本仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

#### (派遣労働者)

- (1) 受注者は、業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、派遣労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

受注者は、業務責任者及び業務従事者に対し、業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

発注者及び受注者は、法令（発注者の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

受注者は、発注者が行う機密情報の提供は、受注者に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

(1) 発注者及び受注者は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- ①提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- ②提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- ③正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- ④機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- ⑤保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

(2) 個人情報の取扱いにおいては、発注者及び受注者は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

発注者は必要があると認めるときは、受注者に対し、この契約による業務に関する密情報個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

- (1) 受注者は、業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするため措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、発注者との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

- (1) 発注者は、委託契約期間中、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

- (2) 発注者は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において監査、調査等するものとする。

### 第1133条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月）を参考にして、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
  - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
  - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、災害予防のため以下の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
  - (2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
  - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に連絡するとともに、調査職員が**指示**する様式により事故**報告書**を速やかに調査職員に**提出**し、調査職員から**指示**がある場合にはその**指示**に従わなければならない。
9. 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。  
なお、調査孔の埋戻しは調査職員の**承諾**を受けなければならない。

#### 第1134条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は臨機の措置をとった場合には、その内容を調査職員に**報告**しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 第1135条 履行報告

受注者は、約款第15条の規定に基づき、履行**報告書**を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

#### 第1136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ調査職員と**協議**するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に**提出**しなければならない。

#### 第1137条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第1113条で示す業務計画書に流出防止対策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の**指示**する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。



(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する**確認・指導**を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という）を選任及び配置し、第1113条に定める業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は、以下の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
  - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
  - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
  - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
  - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ**報告**を求め、**検査確認**を行う場合がある。

### 第1138条 暴力団等の契約からの排除

1. 受注者は、以下の（１）から（７）のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、約款第４２条に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。

また、落札者が以下の（１）から（５）のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約を締結しない。

（１）役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（令和元年１２月改正法律第６３号、以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）この契約に関し、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）この契約に関し、受注者が、（１）から（５）までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2. 再委託契約等の相手方に対しても、上記１の趣旨について周知すること。

### 第1139条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

**第1140条 保険加入の義務**

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

**第1141条 新技術の活用について**

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に**報告**するものとする。

## 第2章 機械ボーリング

### 第1201条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や、地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

### 第1202条 土質の分類

土質の分類は、JGS 0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

### 第1203条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置、深度及び数量
  - (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については、設計図書によるものとする。
  - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として調査職員の**立会**のうえ行うものとし、後日調査位置を**確認**できるようにしなければならない。
3. 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。
4. 掘進
  - (1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
  - (2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、若しくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
  - (3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
  - (4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
  - (5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
  - (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておくなければならない。
  - (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
  - (8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
  - (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水、漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。

- (10) 試料を採取するオールコアボーリング※<sup>1</sup>の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。  
試料を採取しない場合はノンコアボーリング※<sup>2</sup>を行うこととする。

ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう

#### 5. 検尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、調査職員と協議するものとする。  
(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

#### 6. その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

### 第1204条 成果物

成果物は、以下のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）  
(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部建設政策課〕【委託編】平成29年4月版」「〔大分県農林水産部〕【委託編】平成30年11月版」に従い柱状図に整理し提出するものとする。  
(3) 採取したコア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアを標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出する。  
なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層毎に標本ビンに密封して収納するものとする。  
(4) コア写真は、調査件名・孔番号・深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

## 第3章 サンプルング

### 第1301条 目的

乱さない試料のサンプルングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

### 第1302条 採取方法

1. シンウォールサンプルングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
2. デニソンサンプルングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1222（ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
3. トリプルサンプルングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223（ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

### 第1303条 試料の取扱い

1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、採取した試料を速やかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

### 第1304条 成果物

1. 成果物は、以下のものを提出するものとする。
  - (1) 採取位置、採取深さ、採取長
  - (2) 採取方法

## 第4章 サウンディング

### 第1節 標準貫入試験

#### 第1401条 目的

標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

#### 第1402条 試験等

1. 試験方法及び器具は、J I S A 1 2 1 9（標準貫入試験方法）によるものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1 m毎に実施すること。  
ただし、サンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を**確認**して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

#### 第1403条 成果物

試験結果及び保存用試料は、J I S A 1 2 1 9（標準貫入試験方法）及び「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部建設政策課〕【委託編】平成27年10月版」「〔大分県農林水産部〕【委託編】平成28年4月版」に従って整理し**提出**するものとする。

### 第2節 スウェーデン式サウンディング試験

#### 第1404条 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

#### 第1405条 試験等

1. 試験方法及び器具は、J I S A 1 2 2 1（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。
2. 試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などに当たり試験が不可能になった場合は調査職員と**協議**しなければならない。
4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

#### 第1406条 成果物

成果物は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、**報告書**用紙の J I S A 1 2 2 1 （スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し**提出**するものとする。

### 第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

#### 第1407条 目的

オランダ式二重管コーン貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

#### 第1408条 試験等

1. 試験方法及び器具は、J I S A 1 2 2 0 （オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によるものとする。
2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。
3. 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などに当たり試験が不可能になった場合は調査職員と**協議**するものとする。

#### 第1409条 成果物

成果物は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、**報告書**用紙の J I S A 1 2 2 0 （オランダ式二重管コーン貫入試験方法）により整理し**提出**するものとする。

### 第4節 ポータブルコーン貫入試験

#### 第1410条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

#### 第1411条 試験等

1. 試験方法及び器具は、J G S 1 4 3 1 （ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。
2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4. 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

#### 第1412条 成果物

成果物は、以下のものを**提出**するものとする。



- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、**報告書用紙**の J G S 1 4 3 1  
(ポータブルコーン貫入試験方法) により整理し**提出**するものとする。

## **第 5 節 簡易動的コーン貫入試験**

### **第1413条 目 的**

簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。

### **第1414条 試験等**

1. 試験方法及び器具は、JGS1433 (簡易動的コーン貫入試験) によるものとする。
2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。
3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。
4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議するものとする。

### **第1415条 成果物**

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433 (簡易動的コーン貫入試験方法) により整理し提出するものとする。

## 第5章 原位置試験

### 第1節 孔内載荷試験

#### 第1501条 目的

孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

#### 第1502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメーター試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメーター試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定

孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

##### (1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

##### (2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。

なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

##### (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

##### (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

##### (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

##### (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重及び変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6KN/m<sup>2</sup>ピッチ程度又は、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化毎に測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

#### 第1503条 成果物

成果物は、以下のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメーター試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメーター試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

## 第2節 地盤の平板載荷試験

### 第1504条 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形強さなどの支持力特性、道路の路床・路盤などの地盤反力係数を求めることを目的とする。

### 第1505条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、J G S 1 5 2 1 (地盤の平板載荷試験方法)によるものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、J I S A 1 2 1 5 (道路の平板載荷試験方法)によるものとする。

### 第1506条 成果物

成果物は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJ G S 1 5 2 1 (地盤の平板載荷試験方法)により整理し**提出**するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、**報告書**用紙のJ I S A 1 2 1 5 (道路の平板載荷試験方法)により整理し**提出**するものとする。

## 第3節 現場密度測定(砂置換法)

### 第1507条 目的

現場密度測定(砂置換法)は、試験孔から掘りとした土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。

### 第1508条 試験等

試験方法及び器具は、J I S A 1 2 1 4 (砂置換法による土の密度試験方法)によるものとする。

### 第1509条 成果物

成果物は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、**報告書**用紙のJ I S A 1 2 1 4 (砂置換法による土の密度試験方法)により整理し**提出**するものとする。

## 第4節 現場密度測定（R I 法）

### 第1510条 目的

現場密度測定（R I 法）は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

### 第1511条 試験等

1. 本試験は、地表面型R I 計を用いた土の密度試験に適用する。
2. 試験方法及び器具は、J G S 1 6 1 4（R I 計器による土の密度試験方法）によるものとする。

### 第1512条 成果物

成果物は、以下のものを**提出**するものとする。

- （1）調査位置、調査方法、測定値
- （2）含水比、湿潤密度、乾燥密度

## 第5節 現場透水試験

### 第1513条 目的

現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

### 第1514条 試験等

試験方法及び器具は、J G S 1 3 1 4（単孔を利用した透水試験方法）によるものとする。

### 第1515条 成果物

成果物は、以下のものを**提出**するものとする。

- （1）調査位置、深さ、調査方法、測定値
- （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、**報告書**用紙のJ G S 1 6 1 4（R I 計器による土の密度試験方法）により整理し**提出**するものとする。

## 第6節 ルジオン試験

### 第1516条 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。

### 第1517条 試験等

1. 試験方法及び装置は、J G S 1 3 2 3（ルジオン試験方法）によるものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

#### **第1518条 成果物**

成果物は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録
- (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係（ $p-q$  曲線）
- (5) 最大注水圧力
- (6) ルジオン値（ $Lu$ ）又は換算ルジオン値（ $Lu'$ ）

### **第7節 速度検層**

#### **第1519条 目的**

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝搬するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。

#### **第1520条 試験等**

試験方法及び装置は、J G S 1 1 2 2（地盤の弾性波速度検層方法）によるものとする。

#### **第1521条 成果物**

成果物は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ（測定区間）、測定方法
- (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成

### **第8節 電気検層**

#### **第1522条 目的**

電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗（比抵抗）を測定することを目的とする。

#### **第1523条 試験等**

1. 試験方法及び装置は、J G S 1 1 2 1（地盤の電気検層方法）によるものとする。
2. マイクロ検層（電極間隔 $2.5\text{ cm} \pm 5\text{ mm}$ 及び $5\text{ cm} \pm 5\text{ mm}$ が標準）、自然電位検層（SP検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。

#### **第1524条 成果物**

成果物は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ
- (2) 掘削孔径、電気検層の種類及び電極間隔
- (3) 検層装置の仕様
- (4) 比抵抗曲線

## 第6章 解析等調査業務

### 第1601条 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

### 第1602条 業務内容

解析等調査業務の内容は、以下の各号に定めるところによる。

1. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
  - (1) 関係文献の収集と検討
  - (2) 調査地周辺の現地調査
2. 資料整理とりまとめ
  - (1) 各種計測結果の評価及び考察
  - (2) 異常データのチェック
  - (3) 試料の観察
  - (4) ボーリング柱状図の作成
3. 断面図等の作成
  - (1) 地層及び土性の工学的判定
  - (2) 土質又は地質断面図等の作成。  
なお、断面図は着色するものとする。
4. 総合解析とりまとめ
  - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
  - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
  - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持基盤の設定
  - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
  - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
  - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

### 第1603条 成果物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を**報告書**としてとりまとめ**提出**するものとする。

## 第7章 軟弱地盤技術解析

### 第1701条 目 的

軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構造物（地下構造物、直接基礎含む）を施工するに当たり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。

### 第1702条 業務内容

#### 1. 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

#### 2. 現地踏査

周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。

#### 3. 現況地盤解析

##### （1）地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

##### （2）地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定するものとする。

##### （3）地盤圧密

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

##### （4）地盤液状化

広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。

#### 4. 検討対策工法の選定

当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特長・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。

#### 5. 対策後地盤解析

現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行ったうえで、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む）を行うものとする。

6. 最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。

7. 照査

検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。

**第1703条 成果物**

成果物は、現地踏査結果業務内容の検討結果及び照査結果を**提出**するものとする。



## 第8章 物理探査

### 第1節 弾性波探査

#### 第1801条 目的

弾性波探査は人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理特性を把握する同時に断層破碎帯や基盤深度等の地下構造を調査するのを目的とする。

#### 第1802条 業務内容

##### 1. 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を**確認**し、業務計画書を作成するものとする。

##### 2. 現地踏査

測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

##### 3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。

##### 4. 測線設定

測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。

##### 5. 観測

起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。

##### 6. 解析

観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。

##### 7. 照査 計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。

##### 8. 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して**報告書**としてとりまとめるものとする。

### 第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

#### 第1803条 目的

電気探査（比抵抗二次元探査）は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定してその比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。

#### 第1804条 業務内容

##### 1. 計画準備

第1802条第1項に準じるものとする。

##### 2. 現地踏査

測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

##### 3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

#### 4. 測線設定

測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。

#### 5. 観測

電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。

#### 6. 解析

- (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。
- (2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。
- (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

#### 7. 報告書作成

第1802条第7項に準じるものとする。

## 第9章 地すべり調査

### 第1901条 目的

地すべり調査は、地すべり面の分布・性状、地下水位、水みち等について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。

### 第1902条 計画準備

1. 第1802条第1項に準じるものとする。
2. 予備調査として以下の項目を実施するものとする。
  - (1) 既存資調査  
対象地すべり地付近の地形、地質、水文、地すべりの分布、活動履歴など既存資料を収集するものとする。
  - (2) 地形判読作業  
地形図、空中写真等を用いて地すべりブロックを判定し、その周辺の地形分類、埋谷面図等を必要に応じて作成するものとする。
  - (3) 現地調査  
地形、地質、水文、滑動現況及び履歴等の現地調査を行い、地すべり現況を明らかにし、調査計画、応急対策計画の概要を調査するとともに、安定解析のため主測線、その他地すべり調査計画上必要な基準線となる測線を定めるものとする。

### 第1903条 地下水調査

1. 地下水位観測  
地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS1312（観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法）によるものとする。
2. 地下水検層  
ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所ではトレーサーが希釈されることにより電気抵抗又は温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS1317（トレーサーによる地下水流動層検層方法）によるものとする。
3. 間隙水圧測定  
電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS1313（ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法）によるものとする。
4. 湧水圧による岩盤の透水試験（J. F. T）

岩盤の試験対象区間とその区間をパッカー及びトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法はJ G S 1 3 2 1 (孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法)によるものとする。

#### 5. 地下水流動調査

トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、流速を求めるものとする。

### 第1904条 移動変形調査

#### 1. 変位杭による調査

基準杭、変位杭を設置し測量を実施して、地すべり活動による地表面の移動量を把握する。

#### 2. 伸縮計による調査

(1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を**確認**するものとする。

(2) 調査方法については、J G S 1 7 2 5 (伸縮計を用いた地表面移動量測定方法)によるものとする。

#### 3. 傾斜計による調査

(1) 地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を**確認**するものとする。

(2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、J G S 1 7 2 1 (水管式地盤傾斜計を用いた地表面の傾斜変動量測定方法)によるものとする。

#### 4. パイプ式歪計による調査

パイプ式歪計は、外径48～60mmの塩ビ管外周軸方向で、直交する2方向、又は、1方向にペーパーストレインゲージを1.0m間隔に装置したものをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定し、すべり面の位置、すべり方向を**確認**するものとする。

#### 5. 挿入式孔内傾斜計による調査

挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5mあるいは1.0m毎にパイプの傾きを検出し、**指示**計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の**確認**やすべり方向、変位量を算出するものとする。

### 第1905条 雨量観測

地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。

### 第1906条 解析

#### 1. 地盤特性検討

基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特

性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。

2. 機構解析地形、地質、地盤構造から推定される素因、更に移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。

### 3. 安定解析

地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。

## **第1907条 対策工法選定**

機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする（詳細設計は含まない）。

## **第1908条 報告書作成**

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した**報告書**を作成するものとする。

## 第10章 地形・地表地質調査

### 第2001条 目的

1. 地形・地表地質調査は、地表で見られる自然地形・改変地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、更に地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範囲な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム調査に係わる地形・地表地質調査を除くものとする。

### 第2002条 業務内容

1. 計画準備  
業務の目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を**確認**し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、空中写真等入手手続きを行う。
2. 既存資料調査  
対象地域の地形・地質・地表水・地下水・災害・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。
3. 空中写真判読  
隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層、地すべり等の分布域を推定するものとする。
4. 現地踏査
  - (1) 調査地域内を踏査して、既往資料・地形図及び空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層地形、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。
  - (2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより人工構造物・改変地形の状況、広域的な地質情報を把握しておくとともに、岩石・地層の分布、地質構造、断層破碎帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。
  - (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。
5. 地質解析
  - (1) 地質工学的検討  
対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。
  - (2) 報告書作成  
業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した**報告書**を作成する。

### 第2003条 成果物

成果物は、以下の物を**提出**する。

- (1) 調査報告書
- (2) 地質平面図

- (3) 地質断面図
- (4) ルートマップ
- (5) 露頭写真